

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年5月28日
【事業年度】	第12期（自平成29年3月1日至平成30年2月28日）
【会社名】	株式会社テラスカイ
【英訳名】	TerraSky Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 秀哉
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目11番2号 (平成30年5月7日より本店所在地は東京都中央区日本橋一丁目3番13号から上記に移転しております。)
【電話番号】	03-5255-3410
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 塚田 耕一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目11番2号 (平成30年5月7日より最寄りの連絡場所は東京都中央区日本橋一丁目3番13号から上記に移転しております。)
【電話番号】	03-5255-3410
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 塚田 耕一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成26年2月	平成27年2月	平成28年2月	平成29年2月	平成30年2月
売上高 (千円)	1,099,423	1,639,687	2,479,728	3,534,515	4,864,889
経常利益又は経常損失() (千円)	6,448	154,536	243,300	216,780	305,007
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	23,696	72,166	150,216	128,175	171,591
包括利益 (千円)	21,337	70,610	131,417	137,077	230,516
純資産額 (千円)	304,855	470,982	962,119	1,238,529	1,661,849
総資産額 (千円)	620,965	1,096,837	1,761,214	2,552,677	3,817,611
1株当たり純資産額 (円)	69.72	96.31	173.00	207.29	260.83
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額() (円)	5.67	16.21	28.23	23.33	30.64
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	27.46	22.22	29.31
自己資本比率 (%)	49.1	40.0	53.8	45.0	38.5
自己資本利益率 (%)	-	19.4	21.7	12.2	13.1
株価収益率 (倍)	-	-	112.46	101.29	133.81
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	29,578	216,898	119,377	92,849	392,576
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	139,010	125,759	215,015	320,817	837,111
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	180,680	156,420	340,203	530,543	721,851
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	192,890	450,013	692,932	813,550	1,089,235
従業員数 (名)	104	133	177	297	356
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第8期は1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

第9期は、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

3. 自己資本利益率については、第8期は当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

4. 株価収益率については、第8期及び第9期の当社株式が非上場であったため、記載しておりません。

5. 平均臨時雇用者数については、臨時雇用者数の総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。

6. 当社は、平成30年3月1日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成26年2月	平成27年2月	平成28年2月	平成29年2月	平成30年2月
売上高 (千円)	1,093,804	1,609,902	2,401,585	3,020,409	3,997,575
経常利益 (千円)	40,644	244,965	308,858	208,518	263,773
当期純利益 (千円)	23,396	41,603	181,349	119,211	134,548
資本金 (千円)	247,300	274,175	454,035	456,827	464,727
発行済株式総数 (株)	56,850	1,180,000	1,410,000	2,833,960	2,868,960
純資産額 (千円)	396,970	492,324	1,033,393	1,160,883	1,354,944
総資産額 (千円)	705,277	1,102,301	1,807,632	2,342,493	3,317,430
1株当たり純資産額 (円)	87.28	104.31	183.23	204.34	235.68
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	5.50	9.02	33.07	21.09	23.57
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	32.20	20.11	22.56
自己資本比率 (%)	56.3	44.7	57.2	49.4	40.6
自己資本利益率 (%)	7.0	9.4	23.8	10.9	10.7
株価収益率 (倍)	-	-	95.99	112.05	173.95
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	101 (-)	122 (-)	162 (-)	218 (-)	262 (-)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第8期は潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

第9期は、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

3. 第8期及び第9期の株価収益率については、当社株式が非上場であったため、記載しておりません。

4. 平均臨時雇用者数については、臨時雇用者数の総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。

5. 当社は、平成30年3月1日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2【沿革】

平成18年3月、代表取締役社長である佐藤秀哉は、クラウド（注1）によるシステム開発及び販売を目的として、株式会社ヘッド・ソリューションズを設立いたしました。平成19年2月に株式会社テラスカイに社名を変更し、現在に至っております。

当社設立後の沿革は、以下のとおりであります。

年月	事項
平成18年3月	東京都台東区において株式会社ヘッド・ソリューションズを設立
平成19年2月	株式会社テラスカイに社名変更
平成20年7月	Salesforce（注2）の画面制作ツール「SkyEditor」（現「SkyVisualEditor」）を提供開始
平成20年10月	クラウド連携ツール「SkyOnDemand」を提供開始
平成21年4月	本社を東京都千代田区へ移転
平成22年8月	「ISO27001」認証を取得
平成22年9月	N T Tテクノクロス株式会社（旧エヌ・ティ・ティ・ソフトウェア株式会社）と資本・業務提携
平成22年10月	「SkyVisualEditor2.0」を提供開始
平成23年3月	「SkyOnDemand2.0」を提供開始
平成24年1月	本社を東京都中央区へ移転
平成24年8月	米国カリフォルニア州にTerraSky Inc.（現連結子会社）を設立
平成24年10月	N T Tテクノクロス株式会社（旧エヌ・ティ・ティ・ソフトウェア株式会社）を引受先とする第三者割当増資を実施
平成24年12月	「SkyVisualEditor3.0」を提供開始
平成25年3月	大阪府大阪市港区に大阪事業所、愛知県名古屋市中区に名古屋事業所を開設
平成25年9月	株式会社サーバーワークスと資本・業務提携
平成25年11月	「SkyOnDemand3.0」を提供開始
平成26年5月	北海道札幌市中央区に株式会社スカイ365（株式会社サーバーワークスとの合併会社、現連結子会社）を設立
平成26年6月	大阪事業所を大阪府大阪市淀川区へ移転
平成26年10月	米国salesforce.com社（注3）と資本提携
平成27年4月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
平成28年1月	エコモット株式会社と資本・業務提携
平成28年3月	SAP（注4）ソフトウェア基盤クラウドインテグレーションの株式会社BeeXを設立
平成28年4月	クラウドディアジャパン株式会社と資本・業務提携
平成28年7月	ソーシャルウェア「mitoco」提供開始
平成28年8月	「TerraSky Lab」開設
	北海道札幌市中央区に株式会社キットアライブ（現連結子会社）を設立
平成29年3月	株式会社Phone Appliと資本・業務提携
平成29年4月	福岡県福岡市に福岡事業所を開設
	新潟県上越市に上越サテライトオフィスを開設
平成29年5月	株式会社イグアスと資本・業務提携
平成30年3月	西日本支社 開設

（注1）クラウド：クラウド・コンピューティングの略で、ネットワークをベースとしたコンピュータ資源の利用形態。企業はハードウェアやソフトウェアの資産を自前で持たず、インターネット上に存在するものを必要に応じて利用するものであります。

（注2）Salesforce：米国salesforce.com社が提供する、クラウド型のSFA（営業支援）・CRM（顧客管理）アプリケーションであります。Salesforceの最大の特徴は、これらのアプリケーションをインターネットを経由してどこからでも利用でき、短期間かつ低コストでの運用が開始できる点にあります。

（注3）salesforce.com社：米国サンフランシスコを本社とするCRM（顧客関係管理）ソフトウェアで世界最大企業。クラウドベースのSalesforce製品は、日本郵政グループやトヨタ自動車などの国内大手の企業のみならず、中堅・中小企業まであらゆる業種・規模のSFA（営業支援）、CRM（顧客管理）、カスタマーサポートに利用されています。

（注4）SAP：ERPパッケージなどで知られるドイツのソフトウェアメーカー。ソフトウェア業界の世界的な大手で、大企業向けパッケージソフトなどに強みがある。世界130カ国以上に拠点をもち、日本でも大企業を中心に多くの顧客を抱えています。

3【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社5社及び持分法適用関連会社1社で構成され、「クラウド世代のリーディング・カンパニー」を目指し、クラウドにおける「ソリューション事業」及び「製品事業」を展開しております。

クラウド・コンピューティングは現在、「クラウドファースト」という言葉が示す通り、ITを活用するにあたり、クラウドを第1候補とする考え方が定着しつつあり、ITにおけるトレンドとなっております。これは、即ちITを活用するにあたり、「所有すること」から「使用すること」への変革を意味しており、ITにおける新たな「パラダイム・シフト」となっております。また、将来においては、IoT/M2M（注1）システムといった、ビジネスや生活における新たな社会基盤（プラットフォーム）としての役割も期待されており、株式会社MM総研による「国内クラウドサービス市場規模」によれば、国内クラウド市場は、平成33年度には、約3.5兆円に達するともいわれております。当社はそのような環境の変化を捉え、クラウドシステムの導入、保守サービスや、クラウドサービスの開発・提供を行っております。

会社名	セグメント	事業内容
株式会社テラスカイ（当社）	ソリューション事業	<ul style="list-style-type: none"> ・Salesforce、AWS（注2）をはじめとしたクラウドサービスを最大限に活用できるITシステム企画を支援するクラウドコンサルティングサービス。 ・Salesforce、AWSに特化したクラウドインテグレーションの提供及び保守。 ・クラウドにおけるERP（注3）システムの導入、インテグレーション及び保守。
	製品事業	<ul style="list-style-type: none"> ・クラウドサービス（概要については次項 製品事業をご参照ください）の開発、販売及び保守。
TerraSky Inc. （連結子会社）	製品事業	<ul style="list-style-type: none"> ・北米地域における当社で開発したクラウドサービスの販売。
株式会社スカイ365 （連結子会社）	ソリューション事業	<ul style="list-style-type: none"> ・クラウドに特化したMSPサービス（注4）の提供。
株式会社Beex （連結子会社）	ソリューション事業	<ul style="list-style-type: none"> ・SAPソフトウェア基盤のクラウドに特化した事業
クラウドピアジャパン株式会社 （連結子会社）	ソリューション事業	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県を中心としたクラウドに特化した事業
株式会社キットアライブ （連結子会社）	ソリューション事業	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道を中心としたクラウドに特化した事業
株式会社サーバーワークス （持分法適用関連会社）	ソリューション事業	<ul style="list-style-type: none"> ・AWSを中心とした、クラウドインテグレーションの提供によるクラウドシステムの導入及び保守。

ソリューション事業

当社グループが展開するソリューション事業は、「クラウドコンサルティング」、「クラウドインテグレーション」、「クラウドERP」の3サービスを中心として提供しております。特に、「クラウドインテグレーション」は、当社が株式会社セールスフォース・ドットCOMのパートナーとして創業して以来の継続事業であり、当社事業を牽引する構造となっております。

なお、ソリューション事業の売上高及び前期比を示すと、以下のとおりであります。

決算期	第10期	第11期	第12期
売上高（千円）	1,909,793	2,819,751	3,989,622
前期比（％）	155.0	147.6	141.5

・クラウドコンサルティング

クラウドインテグレーションにおける豊富な実績と培われた知見をベースに、新たなソリューションサービスとして、提供しております。顧客企業のクラウドシステム開発計画段階から、当社グループのコンサルタントが参画し、単なる提案（システムデザイン）に留まらず、導入後の計画・教育までを含めた包括的ソリューションを顧客企業の業務改善・コスト削減といった観点から、提案・実行しております。具体的には、最適なクラウドサービスの選定、場合によっては複数のクラウド、オンプレミスとの連携といった、各プラットフォームの適材適所を組み合わせた「ハイブリッドクラウドソリューション」を提案し、顧客満足度の高いクラウドシステムを実現することで、顧客企業の業務改善・コスト削減に貢献しております。

・クラウドインテグレーション

当社は、創業時よりクラウド、その中でもSalesforceに特化したクラウドインテグレーター（Cler（注5））として顧客企業に対して、Salesforceの導入支援及びクラウドシステム構築をおこなっております。現在までに、大手金融機関、大手損保グループをはじめ、様々な業種・業態の顧客企業のクラウドシステムの構築実績によるノウハウ及びエンジニアの稼働効率を意識したプロジェクトマネジメントにより、顧客企業への短期間でのクラウドシステムの導入を可能としており、株式会社セールスフォース・ドットコムにより認定された国内トップレベルであるエンジニア数（注6）をバックグラウンドに、大規模かつ複雑なクラウドシステムの案件であっても対応が可能となっております。

また、AWSに特化したクラウドインテグレーターである株式会社サーバーワークスと資本・業務提携することにより、SalesforceのみならずAWSとの複数のクラウド領域におけるインテグレーションを可能としております。

・クラウドERP

クラウドコンサルティング、クラウドインテグレーションがソリューション事業の中核であるのに対し、クラウドERPは、クラウドにおける新たな市場の創造が見込めるサービスとして、注力しているサービスであります。

クラウドERPは、生産管理ERPのソリューションを提供してきた富士通株式会社の「GLOVIA」のノウハウを、Force.comの持つクラウドプラットフォームとして、クラウド型ERP（SaaS（注7））として提供されている「GLOVIA OM」を利用し、基幹業務システムをクラウド上で構築、また、会計システムまでをワンストップで提供いたしております。従来のERPシステムと比べ、クラウドにおける特性を活かし、導入期間が非常に短期間であるため、素早い運用開始が可能となっております。

製品事業

当社グループは、SaaSベンダーとして、「SkyVisualEditor」、「SkyOnDemand」といった、クラウドサービスの開発・提供をおこなっており、国内のみならず、海外においても、製品販売を展開しております。上記の製品の概要は、以下のとおりであります。

・「SkyVisualEditor」

「SkyVisualEditor」は、Salesforceの画面をユーザ自身がマウスのドラッグ&ドロップだけ（プログラムレス）で、自由にデザインできるクラウドサービスであり、Salesforce上のAppExchange（注8）において、利用が可能となっております。

従来、Salesforceの画面は決められたレイアウト機能の中で作成するか、Sler（注9）などへ時間やコストをかけて開発依頼することが一般的でありました。「SkyVisualEditor」は、Slerに頼らない、エンドユーザコンピューティングを実現することで、ユーザ目線での画面開発を可能としております。

また、画面開発ニーズが高い画面につきましては、テンプレートを用意することで、容易な画面デザインを可能としております。そのため、Salesforceをもっと使いやすくしたい顧客企業のみならず、スピード感のある提案導入を実現したいシステム開発会社様にとっても有用なツールとなっております。

「SkyVisualEditor」の国内における売上金額及び前期比は、以下のとおりであります。

製品名	決算期	第10期	第11期	第12期
SkyVisualEditor	売上高（千円）	236,441	283,099	319,222
	前期比（%）	154.5	119.7	112.7

・「SkyOnDemand」

「SkyOnDemand」は、SaaS型のデータ連携サービスで、Salesforce及びAWSのみならず、Windows Azure、Google Appsといった複数のクラウドと顧客企業の基幹システム間のシステム連携や、異なるクラウド同士のデータ連携を、クラウド上でユーザ自身がドラッグ&ドロップで簡単に設定できるクラウドサービスであります。クラウドのメリットとして、すぐに利用を開始することができる点が挙げられますが、「SkyOnDemand」は、社内システム等とのデータの連携を個別開発することなく、シンプルにデータの連携を開発、修正することを可能としております。なお、本製品については、当社が直接販売するほか、NTTテクノクロス株式会社を総販売代理店として販売しております。

「SkyOnDemand」の特長としては、以下のようなものがあります。

- ・豊富な接続先に対応：SalesforceやAWSのほか、Excelなどのファイルなどと簡単に連携できるアダプタ（注10）を豊富に備えています。また、クラウドならではのエラーを適切に処理できる機構を備えており、エラーが起きるような場合には、一定間隔でリトライを繰り返すことにより、エラーを回避することが可能となっております。
- ・連携処理状況の確認：連携ジョブ状況をSalesforce上で確認・閲覧することを目的としたLog Manager for SalesforceアプリケーションをSalesforceにインストールすることにより、ジョブ情報をSalesforce上で確認することが可能となっており、システム管理者にとって、有用な機能となっております。
- ・大容量データ対応：処理データを一定の単位で分割し並列処理を行うことでパフォーマンス向上を図るパラレルストリーミング機能と、メモリを効率良く使用するための機構を有することで、大容量データの連携に対応しています。

「SkyOnDemand」の国内における売上金額及び前期比は、以下のとおりであります。

製品名	決算期	第10期	第11期	第12期
SkyOnDemand	売上高（千円）	119,051	174,577	199,936
	前期比（％）	138.5	146.6	114.5

・「mitoco（ミトコ）」

「mitoco（ミトコ）」は、2016年7月にリリースした、クラウドネイティブで開発された次世代型グループウェア製品です。Salesforceをプラットフォームとするため、カスタムアプリを手軽に追加でき、堅牢なセキュリティが標準搭載。コミュニケーションの範囲を社外ユーザにも拡張できるコラボレーションを実現。操作性がよく洗練されたモバイルアプリを標準提供。IoTデバイスや外部クラウドストレージなどと連携が可能のため、人だけでなくモノ、コトにもコミュニケーションの範囲を拡張できます。

・その他の製品

クラウド上ではなく、オンプレミス（サーバ上にインストールして利用）による連携ツール「DCSpider」（株式会社アプレッソが開発した「DataSpider」を当社がOEM化）の提供もおこなっております。

なお、当社の製品事業においては、製品の提供のみにとどまらず、顧客企業のニーズに合わせ、保守サービスについても提供を行っております。

また、株式会社セールスフォース・ドットコムと販売パートナー契約を締結しており、Salesforceのライセンス販売も行っております。

用語解説

- (注1) IoT (Internet of Things) : 「IoT」とは、「Internet of Things」の略。一般に“モノのインターネット”と言われる。世の中に存在するモノに通信機能を持たせ、インターネットへの接続や通信することで、自動的な計測、制御、認識を可能にします。
- M2M (Machine to Machine) : 「M2M」とは、「Machine to Machine」の略。IoTの一形態であり、個別に稼働している機器同士をネットワークでつなぎ、これらが相互でやりとりできるようにして、各々の機器で生成されたデータをリアルタイムで統合、制御し、活用することができるシステムを意味します。
- (注2) AWS : 「Amazon Web Services」の略語。米国Amazon社が企業を対象にウェブサービスという形態でIT インフラストラクチャのサービス (IaaS (注11)) を提供しています。クラウドの拡張性ある低コストのインフラストラクチャプラットフォームであり、世界190カ国の数十万に及ぶビジネスを駆動しています。
- (注3) ERP : 「Enterprise Resource Planning」の略であり、企業の持つ様々な資源 (人材、資金、設備、資材、情報など) を統合的に管理・配分し、業務の効率化や経営の全体最適を目指す手法。また、そのために導入・利用される統合型 (業務横断型) 業務ソフトウェアパッケージ (ERPパッケージ) のことです。
- (注4) MSP : 「Management Service Provider」の略で、企業が保有するサーバやネットワークの運用・監視・保守などを請け負う事業者のこと。システムがサービスを適切に提供できる状態になっているかどうかを定期的に確認し、不具合が発見されると復旧作業を行います。
- (注5) Cier : クラウドに特化したシステムインテグレーターの総称であります。
- (注6) 平成30年3月1日現在、資格者数は以下のとおりであります。

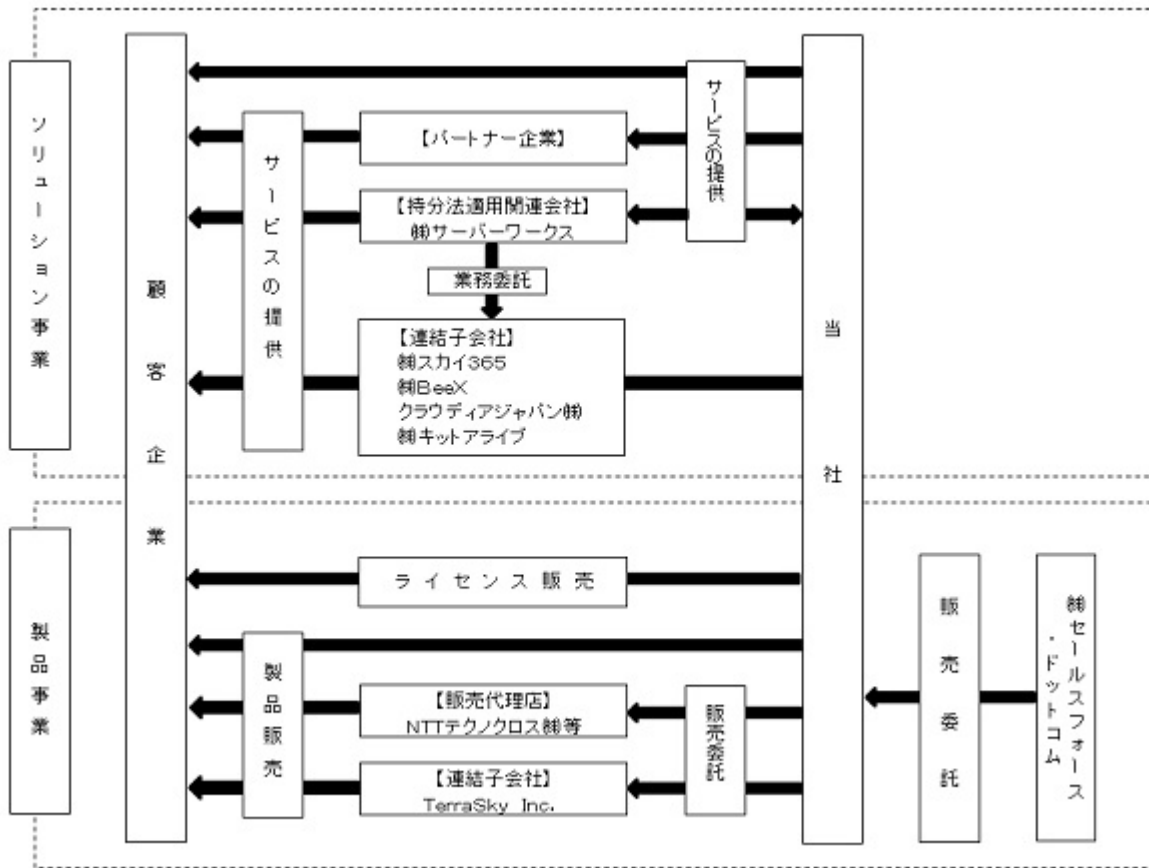
出典：株式会社セールスフォース・ドットコム認定資格

(<http://www.salesforce.com/jp/services-training/education-services/certification/>)

名称	国内における順位	在籍者数
Force.com MVP	1位	国内で8名中2名在籍
認定テクニカルアーキテクト	1位	国内で11名中4名在籍
認定SalesCloudコンサルタント	1位	84名
認定ServiceCloudコンサルタント	1位	78名
認定上級 Platform デベロッパー	1位	15名
認定 Platform デベロッパー	1位	69名
認定 Platform アプリケーションビルダー	1位	130名
認定上級アドミニストレーター	1位	58名
認定アドミニストレーター	2位	175名

- (注7) SaaS : 「Software as a Service」の頭文字を取った略語。これまでパッケージ製品として提供されていたソフトウェアを、インターネット経由でサービスとして提供・利用する形態であります。
- (注8) AppExchange : 世界初のオンデマンドアプリケーション共有サービス。salesforce.comのAppExchangeプラットフォームで開発されたアプリケーションを参照、テストドライブ、共有、およびインストールできます。
- (注9) Sier : システムインテグレーターの総称であります。
- (注10) アダプタ : 異なるデータ形式やシステム間の連携を実現する機構の総称であります。
- (注11) IaaS : 「Infrastructure as a Service」の略語。情報システムの稼動に必要な仮想サーバをはじめとした機材やネットワークなどのインフラを、インターネット上のサービスとして提供する形態であります。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) TerraSky Inc. (注)2	米国 カリフォルニア州	1,650 千米ドル	製品事業	100.0	当社製品の販売 役員の兼務 1名
株式会社スカイ365 (注)2、3	北海道札幌市北区	96,200	ソリューション 事業	74.5 (13.0)	業務委託 役員の兼務 1名
株式会社BeeX (注)2、3	東京都中央区	94,710	ソリューション 事業	63.2 (2.5)	業務委託 役員の兼務 2名
クラウドディアジャパン株式会社	福岡県福岡市博多区	34,850	ソリューション 事業	70.8	業務委託 役員の兼務 4名
株式会社キットアライブ (注)2	北海道札幌市北区	83,490	ソリューション 事業	59.8	業務委託 役員の兼務 3名
(持分法適用関連会社) 株式会社サーバーワークス	東京都新宿区	71,600	ソリューション 事業	33.8	資本・業務提携

(注)1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 議決権所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成30年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
ソリューション事業	290名
製品事業	45名
全社(共通)	21名
合計	356名

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パート社員、派遣社員を含む。)は、臨時雇用者数の総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
2. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 従業員数が最近1年間において59名増加しておりますが、事業拡大のため人員採用を積極的に行ったためであります。

(2) 提出会社の状況

平成30年2月28日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
262名	36.8歳	3年1ヶ月	5,853,944円

セグメントの名称	従業員数(名)
ソリューション事業	197名
製品事業	44名
全社(共通)	21名
合計	262名

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パート社員、派遣社員を含む。)は、臨時雇用者数の総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。なお、従業員数は、当社から他社への出向者を除いた就業人員数であり、平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与には当社から他社への出向者は含まれておりません。
2. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 従業員数が最近1年間において44名増加しておりますが、事業拡大のため人員採用を積極的に行ったためであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループでは、労働組合は結成されていませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当社グループが注力する、国内クラウドサービス市場は、2016年度の市場規模は前年度比38.5%増の1兆4,003億円と大きく成長。クラウドの持つコストメリットやスピードメリットを背景に、社内の既存システムのクラウド移行は今後も続き、2021年度までの年平均成長率は20.6%、2021年度の市場規模は2016年度比2.6倍の3兆5,713億円に成長すると予測しております。パブリッククラウド（SaaS/FaaS/PaaS/IaaS）の市場規模は、2016年度が前年度比40.9%増の3,883億円、2021年度までの年平均成長率は22.1%で、2021年度には1兆556億円に達すると予測しております（MM総研「国内クラウドサービス市場規模の2016年度の実績と2021年度までの予測、および需要動向に関する調査結果」）。

クラウドサービスの中でも、当社グループが主力分野としている米国salesforce.com社は、2018会計年度の売上高を、前年同期比25.0%増の104億8,000万ドルと発表するなど、SaaS(注1)、PaaS(注2)市場で引き続き急速に成長しております。又、IaaS(注3)分野最大手の、米国Amazon社は、2017会計年度のAmazon Web Services（AWS）の通期売上高を前年同期比43.0%増の174億5,900万ドルと発表、Amazonが2015年にAWS部門単独の業績を公表するようになってから、継続して急速な成長を続けております。

このようにクラウド市場が急速に拡大する環境の下、当社グループにおいてはクラウドのリーディングカンパニーとして、国内屈指のSalesforce認定技術者を育成、業種・業態・企業規模を問わずクラウド導入のコンサルティングから、カスタマイズ、インテグレーションまで、多数のクラウド導入実績を積み重ねて参りました。その結果、多くの企業様より信頼をいただき、Salesforce等クラウドサービスの導入実績は、累計で3,000件を突破いたしました。

このように当連結会計年度もソリューション事業においてクラウドシステム構築案件の獲得が好調に推移したほか、自社製品の導入社数の増加や、保守運用子会社を通じた多角的なクラウドサービスを展開したことにより着実に顧客基盤を拡大いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高4,864,889千円（前年同期比37.6%増）、営業利益268,869千円（前年同期比32.8%増）、経常利益305,007千円（前年同期比40.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益171,591千円（前年同期比33.9%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

ソリューション事業

当連結会計年度におけるソリューション事業の売上高は、大型案件の受注及び受託開発・保守案件の件数の増加等を主因として3,989,622千円（前年同期比41.5%増）となり、セグメント利益（営業利益）は573,759千円（前年同期比40.9%増）となりました。

製品事業

当連結会計年度における製品事業は、堅調な契約社数、契約金額の伸長を主因として875,267千円（前年同期比22.5%増）となりましたが、当社製品「mitoco（ミトコ）」の追加機能開発による費用増で、セグメント利益（営業利益）は136,527千円（前年同期比34.7%減）となりました。

当連結会計年度期間の当社グループの主な取り組みは、以下のとおりです。

2017年3月：

- ・Web電話帳アプリで市場シェアNo.1の株式会社Phone Appliと資本・業務提携をいたしました。

2017年4月：

- ・福岡事業所を開設いたしました。
- ・子会社の株式会社スカイ365と株式会社キットアライブは、AWSやSalesforce等のクラウド上に構築したシステムやアプリケーションの運用を行う、大型のオペレーションセンターを札幌市北区に設立しました。
- ・総務省の「ふるさとテレワーク推進のための地域実証事業」への参画によって設立した、上越サテライトオフィスの業務を開始いたしました。

2017年5月：

- ・株式会社イグアスと資本・業務提携を発表いたしました。

2017年6月：

- ・子会社の株式会社キットアライブが、米国salesforce.com社の投資部門であるSalesforce Venturesを引受先とした第三者割当増資により、資金調達を実施いたしました。
- ・AWS上の、システムの稼働状況および、運用状況に関するレポート提供サービスを2017年6月より開始しました。

2017年7月：

- ・ T I S インテックグループの株式会社アグレックスと、当社が開発した保険代理店向け営業支援ツール「IAS (Insurance Agency Solution)」の販売代理店契約を締結いたしました。
- ・ 弁護士ドットコム株式会社と業務提携いたしました。
- ・ 当社製品「mitoco (ミトコ)」のV3.0へのバージョンアップを行いました。
- ・ LINE株式会社が提供するLINEを活用した法人向けカスタマーサポートサービス「LINEカスタマーコネクト」と、セールスフォース・ドットコムが提供するカスタマーサポートソリューション「Salesforce Service Cloud」を連携させた、LINE上でのオペレーターによる有人チャット対応を実現する「カスタマーサポート業務向けソリューション」の提供を発表致しました。

2017年9月：

- ・ 三井住友FGの子会社で、複数の生体情報を活用した本人認証プラットフォームサービスを提供する株式会社ボラリファイが、情報共有基盤として「mitoco (ミトコ)」を採用致しました。

2017年10月：

- ・ 有限責任監査法人トーマツが発表したテクノロジー・メディア・テレコミュニケーション業界の収益(売上高)に基づく成長率のランキング「2017年 日本テクノロジー Fast50」において、50位中28位を受賞致しました。
- ・ 弁護士ドットコム株式会社が提供するクラウド契約サービス『クラウドサイン』をSalesforceに対応させ、Salesforce上の顧客情報と連携して利用できる新サービスを、2017年10月2日よりSalesforceのマーケットプレイス「AppExchange」にて提供開始致しました。

2017年11月：

- ・ 当社の代表取締役社長 佐藤 秀哉が、EY Japanが主催するアントレプレナー表彰制度「EY アントレプレナー・オブ・ザ・イヤー 2017 ジャパン」における、2017年度日本代表候補者の一人として選出されました。

2017年12月：

- ・ 当社製品「mitoco (ミトコ)」のV4.0へのバージョンアップを行いました。

2018年2月：

- ・ 子会社の株式会社BeeXが、T I S インテックグループのT I S 株式会社と資本・業務提携をいたしました。

用語解説

- (注1) SaaS：「Software as a Service」の頭文字を取った略語。これまでパッケージ製品として提供されていたソフトウェアを、インターネット経由でサービスとして提供・利用する形態。
- (注2) PaaS：「Platform as a Service」の頭文字を取った略語。アプリケーションソフトが稼動するためのハードウェアやOSなどのプラットフォーム一式を、インターネット上のサービスとして提供する形態。
- (注3) IaaS：「Infrastructure as a Service」の略語。情報システムの稼動に必要な仮想サーバをはじめとした機材やネットワークなどのインフラを、インターネット上のサービスとして提供する形態。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ275,685千円増加して1,089,235千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度末における営業活動の結果、収入は392,576千円(前連結会計年度は92,849千円の支出)となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益293,644千円及び減価償却費198,919千円、仕入債務の増加82,326千円、前受金の増加65,785千円があった一方で、売上債権の増加額265,004千円があったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度末における投資活動の結果、支出は837,111千円(前連結会計年度は320,817千円の支出)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出83,188千円及び投資有価証券の取得による支出84,060千円、無形固定資産の取得による支出299,962千円、本社敷金の支払による支出387,707千円があったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度末における財務活動の結果、収入は721,851千円(前連結会計年度は530,543千円の収入)となりました。これは主に、長期借入れによる収入600,000千円及び長期未払金の増加による収入258,573千円、非支配株主からの払込みによる収入106,900千円があった一方で、長期借入金の返済による支出274,422千円があったこと等によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループでおこなう事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
ソリューション事業	5,233,154	150.3	739,539	148.9

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 製品事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
ソリューション事業	3,989,622	141.5%
製品事業	875,267	122.5%
合計	4,864,889	137.6%

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

・経営方針

当社は、「信頼されるパートナー」をスローガンに、「安定的な高成長」、「品質の向上」、「成長分野へのチャレンジ」を積極的に推進しております。

・経営環境及び対処すべき課題

引き続き「クラウドファースト」の拡大を追い風に、当社グループが主力事業とするSalesforce関連のクラウドインテグレーション案件数が更に増加することが予想され、これに伴って自社製品の販売も伸長していくことが想定されます。先行投資してきたクラウドERP、AWS、MSP各サービスは成長期に入っており、当社のクラウドサービスの導入実績は、2017年10月20日現在で3,000件を突破いたしております。

引き続きクラウド関連市場のリーディングカンパニーとして、以下の事項を重要課題と捉え、その対応に取り組んでまいります。

クラウド市場の急拡大に合わせた優秀な人材の確保

クラウド市場の急拡大に伴い、クラウドシステムを構築する技術を有する優秀な人材の確保は最重要課題であります。顧客企業からの大規模かつ要求水準の高い案件に関しましては、クラウドシステムの構築の経験・スキルが不可欠であるため、引き続き、採用と技術力向上のための施策を推し進めてまいります。特にSalesforceを中心としたクラウドシステムの構築は、当社グループの一番の強みでもあるため、「セールスフォース・ドットコム認定資格」の取得については、上級資格取得者に対して報奨金を支給するなど、積極的に取得を推し進めております。

Salesforce市場への依存

当社グループのビジネスは、従来からSalesforce関連事業に特化し、Salesforce市場の拡大と共に成長してまいりました。同市場への依存は、当面の間高水準で推移していくと予想されます。したがって、Salesforce市場に変化が生じた場合には、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

中長期的にはSalesforce以外のクラウドサービス関連売上を高めていく必要があると考えており、新たな成長の柱としてAWS事業、ERP事業、IoT関連事業、SAP関連事業への取り組みをスタートさせております。

グローバルな事業展開の促進

当社グループでは、製品事業において国内市場における継続的なシェアの拡大を図っておりますが、中長期的な視点から当社グループの更なる成長を図るとき、海外市場への進出が重要であると考えております。

安定した収益基盤の強化

当社グループの成長には、これまでソリューション事業における受託開発案件が大きく寄与してまいりましたが、安定した収益を見込める製品事業、保守サービスを強化していくことが今後の安定した収益基盤の構築につながるものと考えております。当社グループでは、保守、監視運用を行うMSP事業会社として株式会社スカイ365を設立しております。

経営管理体制の強化

当社は、市場動向、競合企業、顧客ニーズ等の変化に対して速やかに且つ柔軟に対応できる組織を運営するため、経営管理体制の更なる強化に努めてまいります。また、企業価値を継続的に向上させるため、内部統制の更なる強化、法令遵守の徹底に努めてまいります。

4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる事項を以下に記載しております。当社グループは、これらのリスクの可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合には当該リスクによる影響が最小限となるよう対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は、以下の事業等のリスク及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は当社グループに関する全てのリスクを網羅しているものではありません。

なお、記載事項における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営環境の変化について

当社グループのビジネスは、企業を主要顧客としております。これまでににおいては、顧客企業のIT投資マインドの上昇を背景として、事業を拡大してまいりました。

しかしながら、今後、国内外の経済情勢や景気動向等の理由により、顧客企業のIT投資マインドが減退するような場合には、新規顧客の開拓の低迷や既存顧客からの受注の減少等、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) クラウド市場の動向について

当社グループが事業を展開しているクラウド市場では、「クラウドファースト」という言葉が浸透しつつあり、急速な成長を続けております。当社グループは、今後もこの成長傾向は継続するものと見込んでおり、クラウド関連サービスを多角的に展開する計画であります。

しかしながら、今後、国内外の経済情勢や景気動向等の理由によりクラウド市場の成長が鈍化するような場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 競合について

当社グループのソリューション事業においては、大手・中小を問わず競合企業が存在しております。また、製品事業においては、海外には類似製品が存在しております。

そのため、競合他社の技術力やサービスの向上、海外の類似製品の日本国内への市場参入による価格競争が激化するような場合には、当社グループが提案している営業案件の失注や、製品販売の契約の減少等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) Salesforceへの依存について

当社グループのソリューション事業の大部分は、Salesforceに特化したインテグレーションであり、製品事業は、Salesforce上で機能する製品の開発・販売をおこなっております。従いまして、当社グループの成長はSalesforceの市場の拡大に対し、大きく依存しております。

こうした現状を踏まえ、AWSへの領域の拡大、MSP事業といった新たな事業展開に努めておりますが、Salesforceの市場規模が縮小するような場合や米国salesforce.com社の経営戦略に変更があるような場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 国外への事業展開について

当社グループの製品事業においては、クラウド市場が発達している米国におけるマーケティング、製品事業の展開が重要であると考えており、米国に子会社を設立いたしておりますが、設立以来、赤字が続いております。

適切な人員配置等により、経営の効率化を図り、早期の黒字化を目指す方針であります。当社グループの想定通りに事業展開が進まなかった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 市場及び顧客ニーズの把握について

当社グループの属するIT業界における技術革新はめざましく、市場及び顧客ニーズも急激に変化するとともに多様化しております。このような変化を的確に把握し、それらに対応したサービスや技術を提供できない場合等には、競争力が低下するなど当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 不採算プロジェクトの発生について

当社グループは、各プロジェクトについて想定される難易度及び工数に基づき見積りを作成し、適正な利益率を確保した上で、プロジェクトを受注しております。顧客企業の要求する仕様や想定される工数に乖離が生じないよう、要員管理・進捗管理・予算管理をおこなっておりますが、予期し得ない不具合の発生等により、開発工数が大幅に増加し、不採算プロジェクトが発生するような場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 売上計上時期の期ずれについて

当社グループのソリューション事業においては、受注したプロジェクトの規模や内容が予想と大きく乖離し納入時期が変更となって売上・収益の計上が翌四半期あるいは翌連結会計年度に期ずれする場合があります。期ずれした金額の大きさによっては各四半期あるいは連結会計年度における当社グループの経営成績に変動が生じる可能性があります。

(9) 経営成績の偏重について

当社グループのソリューション事業においては、特に第4四半期において、顧客企業の翌年度のシステムの運用開始時期となるため、他の四半期に比較して売上や収益が偏重する傾向があります。

そのため、検収の遅延が発生した場合には、売上や収益が翌期の計上となる可能性があり、当社グループの経営成績に変動が生じる可能性があります。

(10) 新会社設立、M&A、資本業務提携について

当社グループは、拡大するクラウド市場のニーズに対応するため、及び企業の付加価値向上のため、新会社設立、M&A、資本業務提携を有効な手段の一つであると位置づけております。

上記については、対象企業の財務内容や契約関係等についての詳細な事前審査を行い、十分にリスクを検討した上で実施しておりますが、対象企業における偶発債務の発生や未認識債務の判明等、事前の調査によっても把握できなかった問題が生じた場合や、事業展開が計画通りに進まない場合には、投下資本の回収が困難になること等により当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 人材の確保について

当社グループが提供しておりますサービスは、従業員（エンジニア）の技術力に拠るところが大きく、株式会社セールスフォース・ドットコム認定資格を取得した従業員等を安定的に確保することが重要と認識しております。そのため、当社グループは、継続的に従業員を採用及び教育をおこなっておりますが、従業員の採用及び教育が計画通り進まないような場合や優秀な人材流出が進むような場合には、サービスの円滑な提供及び積極的な受注活動が阻害され、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 外注先の確保について

当社グループのソリューション事業においては、必要に応じて、システムの設計、構築等について協力会社に外注しております。

現状では、有力な協力会社と長期的かつ安定的な取引関係を保っておりますが、協力会社において技術力及び技術者数が確保できない場合及び外注コストが高騰した場合には、サービスの円滑な提供及び積極的な受注活動が阻害され、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 情報管理体制について

当社グループは、業務に関連して多数の顧客企業の情報資産を取り扱っております。情報セキュリティ基本方針を策定し、役職員に対して情報セキュリティに関する教育研修を実施しているほか、ISO27001の認証を取得するなど、情報管理体制の強化に努めております。しかしながら、何らかの理由により重要な情報資産が外部に漏洩するような場合には、当社グループの社会的信用の失墜、損害賠償責任の発生等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) システムトラブルについて

当社グループの事業は、クラウドという特性上、インターネットを経由しておこなわれております。従いまして、インターネットに接続するための通信ネットワークに依存しております。安定的なサービス提供のため、サーバー設備等の強化や社内体制の整備をおこなっておりますが、アクセス数の急激な増加に伴う負荷の増加や自然災害及び事故などによる予期しえないトラブルが発生し、大規模なシステム障害が起こるような場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 当社の組織体制について

当社組織体制は、平成30年2月28日現在、当社グループで合計356名となっております。内部管理体制については規模に応じた適切な体制となっておりますが、今後の事業拡大に合わせて内部管理に係る人員の確保、体制の強化が順調に進まなかった場合、社内の業務推進に支障が出ることにより、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 代表者への依存について

当社代表取締役社長である佐藤秀哉は、当社グループの創業者であり、創業以来の最高経営責任者であります。当社グループの事業展開において事業戦略の策定や、業界における人脈の活用等、重要な役割を果たしております。

当社グループは、経営管理体制の強化、経営幹部の育成等を図ることにより、同氏への過度な依存の脱却に努めておりますが、現時点においては、未だ同氏に対する依存度は高いと考えております。今後、何らかの理由により同氏の当社グループにおける業務遂行の継続が困難になるような場合には、当社グループの事業展開等に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 配当政策について

当社は、将来の業務拡大を見据え、財務基盤の強化を優先しており、現時点では配当等の利益還元を実施しておりませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題と位置付けております。従いまして、今後は内部留保を確保しつつ、財政状態、経営成績等を総合的に判断し、利益配当をおこなっていく予定であります。ただし、現時点では配当実施の可能性及びその実施時期等につきましては未定であります。

5【経営上の重要な契約等】

重要な契約等

契約会社名	契約締結日	契約内容	契約期間
株式会社アプレッソ	平成16年8月1日	データ連携ソフトウェアに関するOEM販売	平成16年8月1日から平成17年7月31日まで (以後1年毎の自動更新)
株式会社アプレッソ	平成22年12月15日	「SkyOnDemand」のエンジン利用に関する契約	平成22年12月15日から平成25年12月14日まで (双方の合意により更新)
NTTテクノクロス株式会社	平成22年8月31日	「SkyOnDemand」の国内総販売代理店	平成22年9月1日から平成23年8月31日まで (以後1年毎の自動更新)
株式会社セールスフォース・ドットコム	平成26年9月30日	「Salesforce」のライセンス販売	平成26年9月30日から平成29年9月29日まで (双方の合意により更新)

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用とともに、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを用いております。これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる可能性があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産は、前連結会計年度末より548,221千円増加し、2,320,967千円となりました。これは主に、現金及び預金の増加274,435千円、売上高が増加したことによる売掛金の増加264,941千円によるものであります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産は、前連結会計年度末より717,422千円増加し、1,495,026千円となりました。これは主に、ソフトウェアの増加131,858千円及び投資有価証券の取得による増加192,135千円、敷金の差し入れによる敷金及び保証金の増加360,479千円によるものであります。

(繰延資産)

当連結会計年度末における繰延資産は、前連結会計年度末より709千円減少し、1,618千円となりました。これは主に、償却に伴う減少によるものであります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債は、前連結会計年度末より409,693千円増加し、1,173,550千円となりました。これは主に、買掛金の増加82,326千円及び未払法人税等の増加69,278千円、前受金の増加65,421千円、1年内返済予定の長期借入金の増加160,200千円によるものであります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債は、前連結会計年度末より431,920千円増加し、982,211千円となりました。これは主に、長期借入金の借入による増加165,378千円、長期未払金の増加254,546千円によるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は、前連結会計年度末より423,320千円増加し、1,661,849千円となりました。これは主に、資本剰余金の増加94,433千円及び利益剰余金の増加171,591千円、非支配株主持分の増加102,928千円によるものであります。

(3) 経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度の経営成績は、売上高4,864,889千円（前年同期比37.6%増）となりました。なお、セグメント別の要因は以下のとおりであります。

(ソリューション事業)

Salesforce関連のクラウドシステムの構築については、引き続き大型案件の受注及び受託開発・保守案件の件数の増加等を主因とし大幅な増収となりました。

以上の結果、売上高は3,989,622千円（前連結会計年度比41.5%増）となりました。

(製品事業)

製品事業の主力製品である「SkyVisualEditor」、「SkyOnDemand」については、ソリューション事業に付帯した販売や販売代理店の増加等を主因として、契約社数・契約金額が拡大いたしました。

以上の結果、売上高は875,267千円（前連結会計年度比22.5%増）となりました。

(営業利益)

当連結会計年度における営業利益は、各事業区分損益及び調整額 441,417千円の結果、268,869円（前連結会計年度比32.8%増）となりました。なお、事業区分別の要因は以下のとおりであります。

(ソリューション事業)

当連結会計年度におけるソリューション事業の営業利益は、573,759千円（前連結会計年度比40.9%増）となりました。大型案件の受注及び受託開発・保守案件の件数の増加等によるものです。

(製品事業)

当連結会計年度における製品事業の営業利益は、136,527千円（前連結会計年度比34.7%減）となりました。従来製品の堅調な契約社数、契約金額の伸長を主因とし増収となりましたが、新製品「mitoco（ミトコ）」の追加機能開発による費用増によるものであります。

(経常利益)

当連結会計年度において、助成金収入26,286千円、受取手数料9,069千円、持分法による投資利益3,500千円を主因として、営業外収益は、40,018千円となりました。一方で、支払利息3,143千円を主因として、営業外費用は、3,880千円となりました。これらの結果、経常利益は、305,007千円（前連結会計年度比40.7%増）となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度において、法人税等合計105,612千円により、親会社株主に帰属する当期純利益は171,591千円（前連結会計年度比33.9%増）となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ275,685千円増加して1,089,235千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度末における営業活動の結果、収入は392,576千円(前連結会計年度は92,849千円の支出)となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益293,644千円及び減価償却費198,919千円、仕入債務の増加82,326千円、前受金の増加65,785千円があった一方で、売上債権の増加額265,004千円があったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度末における投資活動の結果、支出は837,111千円(前連結会計年度は320,817千円の支出)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出83,188千円及び投資有価証券の取得による支出84,060千円、無形固定資産の取得による支出299,962千円、本社敷金の支払による支出387,707千円があったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度末における財務活動の結果、収入は721,851千円(前連結会計年度は530,543千円の収入)となりました。これは主に、長期借入れによる収入600,000千円及び長期未払金の増加による収入258,573千円、非支配株主からの払い込みによる収入106,900千円があった一方で、長期借入金の返済による支出274,422千円があったこと等によるものであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載しております。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは、「クラウド世代のリーディング・カンパニー」を目指し、クラウド市場の発展に貢献することを当社グループの方向性として定めております。

当社グループがこの方向性を目指し、日本トップレベルの技術力を維持し、クラウド環境における新しい変化を捕らえ、その市場のリーダーとなるためには、経営者は、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載している課題に対して、弛まぬ努力をもって対処していかねばならないことを認識しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資の総額は413,151千円であり、その主な内容は、新事務所解説に伴う設備工事及び販売用ソフトウェアの取得によるものであります。

セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	設備投資額（千円）
ソリューション事業	65,430
製品事業	311,030
全社共通	36,690
合計	413,151

（注） 設備投資額には、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成30年2月28日現在

事業所名 （所在地）	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 （名）
			建物	ソフトウェア等	その他	合計	
本社 （東京都中央区）	ソリューション事業 及び製品事業	本社設備	26,968	460,749	18,882	506,600	235
大阪事業所 （大阪府大阪市）	ソリューション事業	支社設備	2,101	-	94	2,196	15
名古屋事業所 （愛知県名古屋市）	ソリューション事業	支社設備	1,131	-	245	1,377	4
福岡事業所 （福岡県福岡市）	ソリューション事業	支社設備	-	-	-	-	3
上越サテライトオフィス （新潟県上越市）	ソリューション事業 及び製品事業	支社設備	28,957	-	2,841	31,798	5

（注）1．現在休止中の主要な設備はありません。

2．上記の金額に消費税等は含まれておりません。

3．「ソフトウェア等」には、ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定が含まれております。

4．帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、商標権の合計であります。

5．本社の建物の年間賃借料は、157,605千円であります。

(2) 国内子会社

平成30年2月28日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
				建物	ソフトウェア等	その他	合計	
株式会社スカイ 365	本社 (北海道札幌市 北区)	ソリューション 事業	本社設備	-	1,174	968	2,142	21
株式会社BeeX	本社 (東京都中央 区)	ソリューション 事業	本社設備	-	484	2,211	2,696	29
クラウドピア ジャパン株式会 社	本社 (福岡県福岡市 博多区)	ソリューション 事業	本社設備	3,540	7,284	5,907	16,731	20
株式会社キット アライブ	本社 (北海道札幌市 北区)	ソリューション 事業	本社設備	-	-	54,168	54,168	23

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。
3. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、車両運搬具、のれんの合計であります。
4. 本社の建物の年間賃借料は、55,078千円であります。

(3) 在外子会社

平成30年2月28日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
				建物	ソフトウェア等	その他	合計	
TerraSky Inc.	HeadOffice (米国カリフォルニア州)	製品事業	本社設備	-	-	147	147	1

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。
3. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品の合計であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。設備計画は原則的に連結会社各社が個別に策定しておりますが、計画策定に当たってはグループ会議において提出会社を中心に調整を図っております。

なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
提出会社 本社	東京都 中央区	ソリューション 事業、製品 事業、全社	本社移転に 伴う設備等	740,573	387,440	自己資金 及び借入金	平成30年 3月	平成30年 5月	

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力につきましては、合理的な算出が困難なため、記載を省略しております。

3. 上記の金額には、敷金及び保証金が含まれております。

(2) 重要な設備の除却等

当社は、平成30年5月に本社移転を実施しており、本社オフィスの原状回復工事に伴う除却等を見込んでおりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000
計	10,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成30年2月28日)	提出日現在発行数(株) (平成30年5月28日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	2,868,960	5,737,920	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。
計	2,868,960	5,737,920	-	-

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成30年5月1日から本報告書提出日までの新株予約権の行使により発行されたものは含まれておりません。

2. 平成30年1月22日開催の取締役会決議により、平成29年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割しております。この株式分割により発行済株式総数は2,868,960株増加しております。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成26年5月28日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成30年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	1,872(注)1	1,872(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	74,880(注)1、2、6	149,760(注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	400(注)3、6	200(注)3、6
新株予約権の行使期間	自平成28年7月2日 至平成36年5月27日	自平成28年7月2日 至平成36年5月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 400(注)6 資本組入額 200(注)6	発行価格 200(注)6 資本組入額 100(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、40株であります。なお、本新株予約権の割当日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的である株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(または株式併合)の比率}$$

また、当社が合併、株式分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案の上、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

3. 本新株予約権の割当日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後に、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く)、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{1 \text{株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当ての条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲内で行使価額の調整をすることができる。

なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の行使価額についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、本新株予約権の割当日から本新株予約権を行使することができる期間の初日の前日までの間継続的に、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。但し、新株予約権者が上記期間中に当社又は当社子会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合、当社又は当社子会社の従業員を定年退職した場合その他正当な理由がある場合で、取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知したときは、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、本新株予約権を行使することができる期間中、以下の区分に従って、割当てを受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる（但し、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。）。

- () 当社普通株式の証券取引所への上場日の1年後の応当日の前日までは、割当てを受けた新株予約権の目的である株式数全部について権利を行使することができない。
- () 当社普通株式の証券取引所への上場日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当てを受けた新株予約権の目的である株式数のうち、その4分の1に相当する株式数についてのみ権利を行使することができる。
- () 当社普通株式の証券取引所への上場日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当てを受けた新株予約権の目的である株式数のうち、その2分の1に相当する株式数（但し、既に行使した新株予約権の目的である株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。
- () 当社普通株式の証券取引所への上場日の3年後の応当日から4年後の応当日の前日までは、割当てを受けた新株予約権の目的である株式数のうち、その4分の3に相当する株式数（但し、既に行使した新株予約権の目的である株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。
- () 当社普通株式の証券取引所への上場日の4年後の応当日以降、割当てを受けた新株予約権の目的である株式数の全部（但し、既に行使した新株予約権の目的である株式数を控除する。）について権利を行使することができる。

5. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を当該組織再編の比率に応じて交付することとする。

6. 平成27年2月3日開催の取締役会決議により、平成27年2月26日付で株式分割（1：20）を、また、平成28年4月14日開催の取締役会決議により、平成28年6月1日付で株式分割（1：2）、平成30年1月22日開催の取締役会により、平成30年3月1日付で株式分割（1：2）を行っております。

第2回新株予約権（平成27年2月16日臨時株主総会決議）

	事業年度末現在 （平成30年2月28日）	提出日の前月末現在 （平成30年4月30日）
新株予約権の数（個）	650（注）1	650（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	26,000（注）1、2、7	52,000（注）1、2、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	625（注）3、4、7	313（注）3、4、7
新株予約権の行使期間	自 平成29年2月18日 至 平成37年2月16日	自 平成29年2月18日 至 平成37年2月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 625（注）7 資本組入額 313（注）7	発行価格 313（注）7 資本組入額 157（注）7
新株予約権の行使の条件	（注）5	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6	（注）6

（注）1．新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

- 2．新株予約権1個につき目的となる株式数は、40株であります。なお、本新株予約権の割当日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的である株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割（または株式併合）の比率}$$

また、当社が合併、株式分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案の上、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

- 3．本新株予約権の割当日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後に、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く）、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{1 \text{株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当ての条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲内で行使価額の調整をすることができる。

なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の行使価額についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

4. 行使価格は、当社普通株式が東京証券取引所（東証マザーズ）に上場する際の新規募集株式の1株当たりの公募価格を下回る場合には、当該公募価格を行使価格とする。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、本新株予約権の割当日から本新株予約権を行使することができる期間の初日の前日までの間継続的に、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。但し、新株予約権者が上記期間中に当社又は当社子会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合、当社又は当社子会社の従業員を定年退職した場合その他正当な理由がある場合で、取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知したときは、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、本新株予約権を行使することができる期間中、以下の区分に従って、割当てを受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる（但し、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。）。

（ ）当社普通株式の証券取引所への上場日の1年後の応当日の前日までは、割当てを受けた新株予約権の目的である株式数全部について権利を行使することができない。

（ ）当社普通株式の証券取引所への上場日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当てを受けた新株予約権の目的である株式数のうち、その4分の1に相当する株式数についてのみ権利を行使することができる。

（ ）当社普通株式の証券取引所への上場日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当てを受けた新株予約権の目的である株式数のうち、その2分の1に相当する株式数（但し、既に行使した新株予約権の目的である株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。

（ ）当社普通株式の証券取引所への上場日の3年後の応当日から4年後の応当日の前日までは、割当てを受けた新株予約権の目的である株式数のうち、その4分の3に相当する株式数（但し、既に行使した新株予約権の目的である株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。

（ ）当社普通株式の証券取引所への上場日の4年後の応当日以降、割当てを受けた新株予約権の目的である株式数の全部（但し、既に行使した新株予約権の目的である株式数を控除する。）について権利を行使することができる。

6. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を当該組織再編の比率に応じて交付することとする。

7. 平成27年2月3日開催の取締役会決議により、平成27年2月26日付で株式分割（1：20）を、また、平成28年4月14日開催の取締役会決議により、平成28年6月1日付で株式分割（1：2）、平成30年1月22日開催の取締役会により、平成30年3月1日付で株式分割（1：2）を行っております。

第3回新株予約権（平成28年11月21日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成30年2月28日）	提出日の前月末現在 （平成30年4月30日）
新株予約権の数（個）	434	434
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	43,400（注）1	86,800（注）1、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	4,415（注）2	2,208（注）2、7
新株予約権の行使期間	自 平成30年6月1日 至 平成34年12月6日	自 平成30年6月1日 至 平成34年12月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 4,415 資本組入額 2,208	発行価格 2,208 資本組入額 1,104
新株予約権の行使の条件	（注）3	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	（注）5

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。なお、本新株予約権の割当日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的である株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割（または株式併合）の比率}$$

また、当社が合併、株式分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案の上、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

- 2．本新株予約権の割当日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後に、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く）、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当ての条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲内で行使価額の調整をすることができる。

なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の行使価額についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

- 3．新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、平成30年2月期から平成34年2月期のいずれかの期における有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）の経常利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費及びのれん償却費（持分法適用会社に対するものも含む）を加算した金額が次の各号に掲げる条件を充たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。

(a) 650百万円を超過した場合 行使可能割合：50%

(b) 700百万円を超過した場合 行使可能割合：100%

なお、経常利益に連結キャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費及びのれん償却費を加算した金額の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を当該組織再編の比率に応じて交付することとする。

6. 本新株予約権は、新株予約権1個につき6,000円で有償発行しております。

7. 平成30年1月22日開催の取締役会により、平成30年3月1日付で株式分割（1：2）を行っております。

連結子会社（株式会社B e e X）第1回新株予約権（平成29年6月27日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成30年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	734	734
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	734(注)1	734(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	56,500(注)2	56,500(注)2
新株予約権の行使期間	自平成31年6月28日 至平成39年6月27日	自平成31年6月28日 至平成39年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 56,500 資本組入額 28,250	発行価格 56,500 資本組入額 28,250
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。なお、本新株予約権の割当日後に、同社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的である株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割（または株式併合）の比率

また、同社が合併、株式分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案の上、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

2. 本新株予約権の割当日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後に、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く）、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{1 \text{株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当ての条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲内で行使価額の調整をすることができる。

なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の行使価額についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の割当日から本行使期間の初日の前日までの間継続的に、同社又は同社親会社及び同社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。但し、新株予約権者が上記期間中に同社又は同社親会社及び同社子会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、同社又は同社子会社の従業員を定年退職した場合その他正当な理由がある場合で、取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知したときは、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は同社株式が上場された後、3年間経過した場合に限り、行使することができる。但し、行使する新株予約権の目的たる株式の総数が、割り当てられた新株予約権の目的たる株式数に次の割合を乗じた数（但し、かかる方法により計算された株式数は1株の整数倍でなければならない。）を上回らないことを条件とする。

当社株式の上場日の後1年以降2年まで 3分の1

当社株式の上場日の後2年以降3年まで 3分の2

当社株式の上場日の後3年経過した日以降 3分の3

4. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 同社が消滅会社となる合併契約、同社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または同社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、同社は、同社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 同社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済み株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する会社

連結子会社（株式会社キットアライブ）第1回新株予約権（平成29年4月13日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成30年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	3	3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	300(注)1	300(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000(注)2	50,000(注)2
新株予約権の行使期間	自平成31年4月13日 至平成41年4月12日	自平成31年4月13日 至平成41年4月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	発行価格 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。なお、本新株予約権の割当日後に、同社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的である株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(または株式併合)の比率}$$

また、同社が合併、株式分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案の上、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

2. 本新株予約権の割当日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後に、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く)、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当ての条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲内で行使価額の調整をすることができる。

なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の行使価額についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の割当日から本行使期間の初日の前日までの間継続的に、同社又は同社親会社及び同社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。但し、新株予約権者が上記期間中に同社又は同社親会社及び同社子会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、同社又は同社子会社の従業員を定年退職した場合その他正当な理由がある場合で、取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知したときは、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は同社株式が上場された後、3年間経過した場合に限り、行使することができる。但し、行使する新株予約権の目的たる株式の総数が、割り当てられた新株予約権の目的たる株式数に次の割合を乗じた数（但し、かかる方法により計算された株式数は1株の整数倍でなければならない。）を上回らないことを条件とする。

当社株式の上場日の後1年以降2年まで 3分の1

当社株式の上場日の後2年以降3年まで 3分の2

当社株式の上場日の後3年経過した日以降 3分の3

4. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 同社が消滅会社となる合併契約、同社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または同社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、同社は、同社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 同社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済み株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する会社

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成25年9月20日 (注)1	6,550	56,850	52,400	247,300	52,400	107,600
平成26年10月10日 (注)2	2,150	59,000	26,875	274,175	26,875	134,475
平成27年2月26日 (注)3	1,121,000	1,180,000	-	274,175	-	134,475
平成27年3月26日 (注)4	200,000	1,380,000	156,400	430,575	156,400	290,875
平成27年6月1日 (注)5	30,000	1,410,000	23,460	454,035	23,460	314,335
平成28年6月1日 (注)6	1,410,000	2,820,000	-	454,035	-	314,335
平成28年7月31日～ 平成29年1月31日 (注)7	13,960	2,833,960	2,792	456,827	2,792	317,127
平成29年4月30日～ 平成30年2月28日 (注)7	35,000	2,868,960	7,900	464,727	7,900	325,027

- (注) 1. 第三者割当 発行価格1株当たり16,000円 資本組入額1株当たり8,000円
 主な割当先 株式会社サーバーワークス
 2. 第三者割当 発行価格1株当たり25,000円 資本組入額1株当たり12,500円
 主な割当先 salesforce.com, inc.
 3. 株式分割(1:20)による増加であります。
 4. 有償一般募集
 発行価格1株当たり1,700円 発行価額1株当たり1,343円 資本組入額1株当たり782円
 5. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)
 発行価格1株当たり1,564円 資本組入額1株当たり782円
 主な割当先 大和証券株式会社
 6. 株式分割(1:2)による増加であります。
 7. 新株予約権(ストックオプション)の権利行使による増加であります。
 8. 平成30年1月22日開催の取締役会決議により、平成29年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割しております。この株式分割により発行済株式総数は2,868,960株増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成30年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	17	15	20	2	814	870	-
所有株式数(単元)	-	73	222	7,578	6,932	4	13,860	28,669	2,060
所有株式数の割合(%)	-	0.254	0.774	26.432	24.179	0.013	48.344	100.000	-

(7)【大株主の状況】

平成30年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
佐藤 秀哉	埼玉県さいたま市大宮区	1,036,600	36.13
N T T テクノクロス株式会社	東京都港区港南二丁目16番4号	354,600	12.35
株式会社マレスカイ	埼玉県さいたま市大宮区下町3丁目7-1 F 2212	250,000	8.71
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1丁目9-1)	220,698	7.69
株式会社サーバーワークス	東京都新宿区揚場町1番21号	150,000	5.22
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED (常任代理人 パークレイズ証券株 式会社)	1 CHURCHILL PLACE CANARY WHARF LONDON E14 5HP UNITED KINGDOM (東京都港区六本木6丁目10番1号)	123,570	4.30
UBS AG London Asia Equities (常任代理人 U B S 証券株式会社)	1 FINSBURY AVENUE, LONDON, EC2M 2PP, UNITED KINGDOM (東京都千代田区大手町1丁目5-1)	89,787	3.12
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サッ クス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB U.K. (東京都港区六本木6丁目10番1号)	68,818	2.39
BNY FOR GCM RE GASBU (常任代理人 株式会社三菱東京U F J 銀行)	BAHNHOFSTRASSE 45 CH - 8021 ZURICH , SWITZERLAND (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	68,613	2.39
台 達雄	東京都江東区	54,000	1.88
計	-	2,416,686	84.23

(注) 1. 株式会社サーバーワークス(平成30年2月28日現在当社が33.8%株式を所有)が所有している上記株式につ
いては、会社法施行規則第67条の規定により議決権の行使が制限されております。

2. 平成30年3月2日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、パークレイズ・
キャピタル・セキュリティーズ・リミテッドが平成30年2月26日現在で同社が190,570株(保有割合
6.64%)を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確
認が出来ませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

(8) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成30年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(相互保有株式) 普通株式 150,000	-	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,716,900	27,169	同上
単元未満株式	普通株式 2,060	-	-
発行済株式総数	2,868,960	-	-
総株主の議決権	-	27,169	-

【自己株式等】

平成30年2月28日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(相互保有株式) 株式会社サーパークス	東京都新宿区揚場町1番21号	150,000	-	150,000	5.22
計	-	150,000	-	150,000	5.22

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権（平成26年5月28日定時株主総会決議）

決議年月日	平成26年5月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役 4 当社の従業員 40
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 従業員の退職により、本書提出日現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社の取締役4名、当社の従業員36名であります。

第2回新株予約権（平成27年2月16日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成27年2月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の従業員 7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 従業員の退職により、本書提出日現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社の従業員6名であります。

第3回新株予約権（平成28年11月21日取締役会決議）

決議年月日	平成28年11月21日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役 1 当社の従業員 35
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 従業員の退職により、本書提出日現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社の取締役1名、当社の従業員32名であります。

連結子会社（株式会社B e e X）第1回新株予約権（平成29年6月27日取締役会決議）

決議年月日	平成29年6月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	同社の取締役 1 同社の従業員 19
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

連結子会社（株式会社キットアライブ）第1回新株予約権（平成29年4月13日取締役会決議）

決議年月日	平成29年4月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題のひとつとして位置づけております。現状では、当社は成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後においても将来の事業展開と経営体質の強化を目的に必要な内部留保を確保していくことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定化に向けた財務体質の強化及び事業の効率化と継続的な拡大展開を実現させるための資金として、有効に活用して参ります。

当社が剰余金の配当を行う場合は、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針と考えております。配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当社は、「取締役会の決議により、毎年8月31日を基準日として中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成26年2月	平成27年2月	平成28年2月	平成29年2月	平成30年2月
最高(円)	-	-	24,650	29,990 (注3) 10,890	9,650 (注4) 4,125
最低(円)	-	-	6,890	12,080 (注3) 4,050	4,650 (注4) 3,855

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場における株価を記載しております。

2. 当社株式は平成27年4月30日に東京証券取引所マザーズ市場に上場しており、第9期以前の株価については記載しておりません。

3. 株式分割(平成28年6月1日付で1株を2株とする分割)による権利落後の株価を示しております。

4. 株式分割(平成30年3月1日付で1株を2株とする分割)による権利落後の株価を示しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年9月	10月	11月	12月	平成30年1月	2月
最高(円)	7,550	7,990	7,750	7,800	9,650	8,760 (注2) 4,125
最低(円)	6,540	7,110	7,250	7,130	7,800	7,260 (注2) 3,855

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場における株価を記載しております。

2. 株式分割(平成30年3月1日付で1株を2株とする分割)による権利落後の株価を示しております。

5【役員の状況】

男性10名 女性0名 (役員のうち女性の比率 - %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	-	佐藤 秀哉	昭和38年 5月21日	昭和62年4月 平成13年3月 平成17年4月 平成18年3月 平成24年8月 平成25年10月 平成26年5月 平成28年3月 平成28年5月 平成28年8月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社 株式会社セールスフォース・ドットコム入社 株式会社ザ・ヘッド 取締役社長 当社設立 代表取締役社長(現任) TerraSky Inc.設立 CEO(現任) 株式会社サーバーワークス 社外取締役 株式会社スカイ365設立 代表取締役社長 株式会社BeeX 代表取締役社長 クラウドシアジャパン株式会社 取締役(現任) 株式会社キットアライブ 取締役(現任)	(注)3	1,036,600
取締役	執行役員 西日本支社長	台 達雄	昭和39年 10月7日	平成元年4月 平成18年4月 平成18年7月 平成22年3月 平成26年12月 平成27年1月 平成27年5月 平成30年3月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社 当社入社 営業部長 当社取締役営業部長 当社取締役ソリューション営業部長 当社取締役営業統括本部長兼ソリューション 営業部長 当社取締役執行役員営業統括本部長兼ソ リューション営業部長 当社取締役執行役員ソリューション営業本 部長兼第一ソリューション営業部長 当社取締役執行役員西日本支社長(現任)	(注)3	54,000
取締役	執行役員 クラウドインテ グレーション本 部本部長	今岡 純二	昭和47年 10月8日	平成3年4月 平成18年4月 平成18年7月 平成25年3月 平成27年1月 平成28年5月 平成28年8月 平成29年11月 平成30年3月	ダイワボウ情報システム株式会社入社 当社入社 ソリューション部プロダクト・マ ネージャー 当社取締役ソリューション部長 当社取締役ソリューション本部長 当社取締役執行役員ソリューション本部長 クラウドシアジャパン株式会社 取締役 株式会社キットアライブ 取締役 クラウドシアジャパン株式会社 代表取締役 (現任) 当社取締役執行役員クラウドインテグ レーション本部本部長(現任)	(注)3	17,600
取締役	執行役員 製品営業本部長 兼アライアンス 営業部長	松岡 弘之	昭和42年 12月23日	平成3年4月 平成14年11月 平成20年4月 平成21年4月 平成22年3月 平成27年1月 平成27年5月 平成30年3月	三洋貿易株式会社入社 株式会社セールスフォース・ドットコム入社 当社入社 営業部長 当社取締役営業部長 当社取締役製品営業部長 当社取締役執行役員製品営業部長 当社取締役執行役員製品事業部長兼製品営業 部長 当社取締役執行役員製品営業本部長兼アライ アンス営業部長(現任)	(注)3	10,000
取締役	執行役員 最高技術責任者 兼R&D本部長	竹澤 聡志	昭和47年 4月23日	平成7年3月 平成17年8月 平成19年4月 平成21年4月 平成27年1月 平成29年3月 平成30年3月	株式会社ソートップ入社 株式会社ザ・ヘッド入社 当社入社 製品開発部長 当社取締役製品開発部長 当社取締役執行役員製品開発部長 当社取締役執行役員最高技術責任者 当社取締役執行役員最高技術責任者兼R&D 本部長(現任)	(注)3	12,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	執行役員 最高財務責任者	塚田 耕一郎	昭和43年 12月31日	平成4年4月 株式会社トーマン(現豊田通商株式会社)入社 平成12年4月 株式会社アイシービー入社 平成14年3月 興銀インベストメント株式会社(現みずほ キャピタル株式会社)入社 平成27年9月 当社入社 執行役員最高財務責任者 平成28年3月 株式会社BeeX 取締役(現任) 平成28年5月 クラウディアジャパン株式会社 取締役(現 任) 平成28年8月 当社取締役執行役員最高財務責任者(現任) 株式会社キットアライブ 取締役(現任)	(注)3	1,000
取締役	-	宇野 直樹	昭和28年 6月27日	昭和52年4月 東京海上火災保険株式会社入社 平成14年4月 東京海上あんしん生命保険株式会社(現:東 京海上日動あんしん生命保険株式会社) 契 約サービス部長 平成21年4月 東京海上日動火災保険株式会社 常務取締役 平成25年6月 東京海上日動システムズ株式会社 代表取締 役社長 平成29年5月 当社取締役(現任)	(注)3	800
監査役 (常勤)	-	本橋 和行	昭和29年 1月16日	昭和52年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成19年3月 日本アイ・ビー・エムクレジット株式会社設 立 代表取締役社長 平成21年1月 ゼネラル・ビジネス・サービス株式会社入 社 取締役管理本部長 平成23年4月 株式会社アイセス入社 代表取締役社長 平成25年4月 ハッピー・リタイアメント・スタイル代表 (現任) 平成28年5月 当社監査役(現任) 平成28年8月 株式会社キットアライブ 監査役(現任) 平成28年9月 株式会社スカイ365 監査役(現任) 平成29年3月 クラウディアジャパン株式会社 監査役(現 任)	(注)4	-
監査役 (非常勤)	-	宮武 清明	昭和27年 6月28日	昭和53年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成19年11月 株式会社ベストアンドブライテスト設立 代 表取締役 平成23年1月 株式会社サンブリッジ 執行役員社長 平成27年1月 当社監査役(現任) 平成28年7月 株式会社BeeX 監査役(現任)	(注)4	-
監査役 (非常勤)	-	亀甲 智彦	昭和55年 11月25日	平成18年3月 東京大学大学院 法科大学院修了 平成21年12月 堀総合法律事務所勤務(第一東京弁護士会所 属) 平成28年6月 シンガポール国立大学LL.M. 修了 Dentons Rodyk & Davidson LLP(シンガポ ール) 出向 平成29年1月 堀総合法律事務所勤務(現任) 平成29年5月 当社監査役(現任)	(注)4	-
計						1,132,000

- (注)1. 取締役宇野直樹は、社外取締役であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 監査役本橋和行、宮武清明及び亀甲智彦は、社外監査役であります。
3. 平成30年5月25日開催の定時株主総会における選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっております。
4. 平成30年5月25日開催の定時株主総会における選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっております。

5. 当社では、迅速かつ効率的な業務執行を行うため、執行役員制度を導入しております。提出日現在の執行役員は、以下のとおりであります。印は取締役兼務者であります。

役名	職名	氏名
執行役員	西日本支社長	台 達雄
執行役員	クラウドインテグレーション本部本部長	今岡 純二
執行役員	製品営業本部長兼アライアンス営業部長	松岡 弘之
執行役員	最高技術責任者兼 R & D 部部長	竹澤 聡志
執行役員	最高財務責任者	塚田耕一郎
執行役員	経営企画本部長兼経営企画部長兼内部監査室長	高井 康洋
執行役員	A W S 事業部長	田代 裕樹
執行役員	E R P 事業部長	椿 正義
執行役員	製品開発本部長兼ビジネスアプリケーション開発部部長	藤井 徳久
執行役員	クラウドインテグレーション営業本部長	細井 武彦
執行役員	経営企画副本部長兼マーケティング・コミュニケーション部部長	田中有紀子

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、企業価値を継続的に向上させ、事業を通して社会に貢献し続けるために、経営の効率化、組織の健全性を図るとともに、全てのステークホルダーに対して経営の透明性を確保するための経営体制を構築することが、不可欠であると考えております。このため、コーポレート・ガバナンスの徹底を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、業務執行に対する監督機能の強化及び内部統制システムによる業務執行の有効性、違法性のチェック・管理を通して、経営の効率化、組織の健全性に取り組んでおります。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

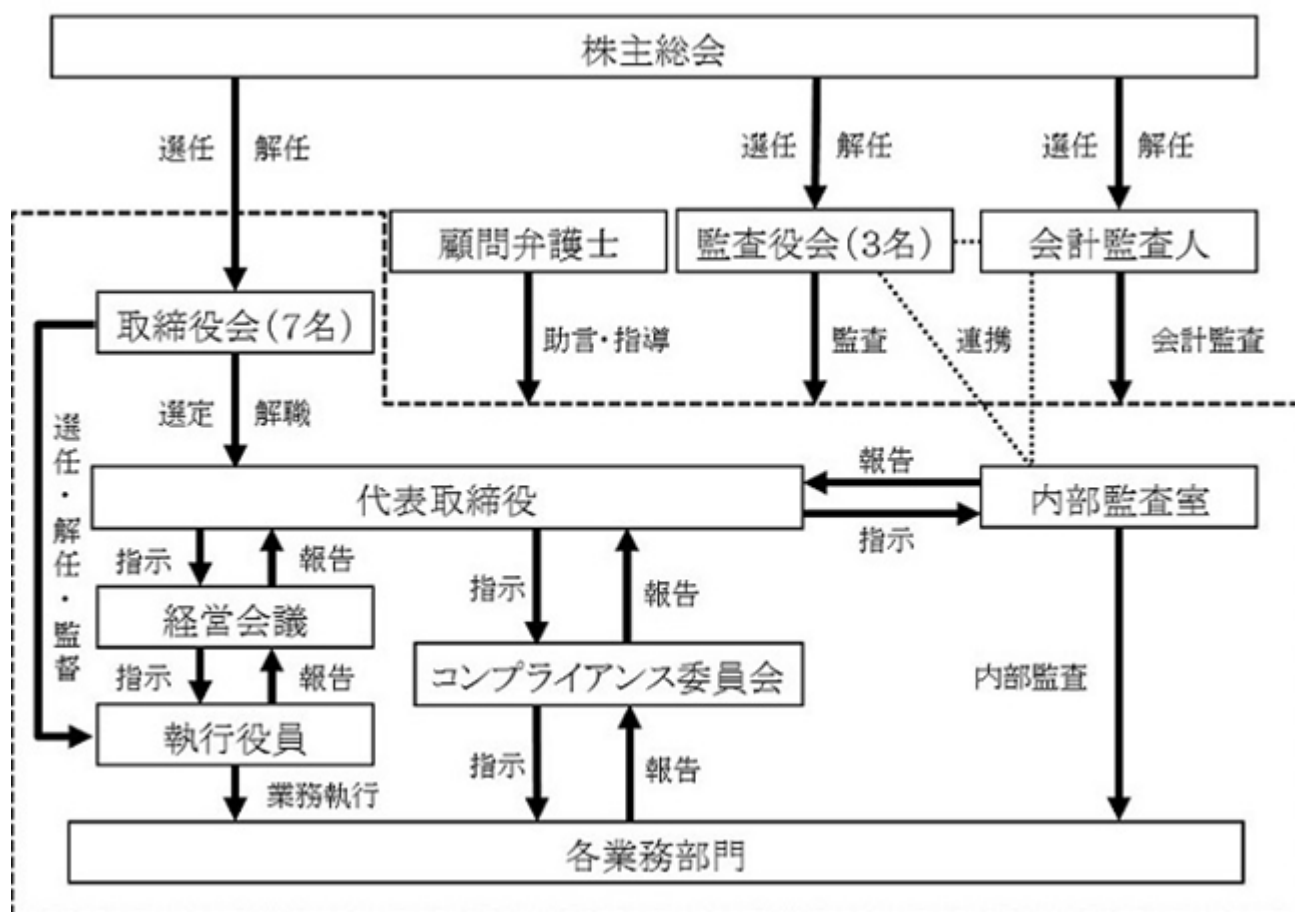
イ．会社の機関の基本説明

当社は、監査役会制度、取締役会制度、執行役員制度を採用し、取締役会、監査役会等により経営の意思決定及び業務執行、監査をおこなっております。

ロ．当社のコーポレート・ガバナンス体制と採用理由

当社は、透明性・健全性の向上、及び経営環境の変化に対応した意思決定の迅速化のため、上記体制を採用しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下の通りであります。



1. 取締役会

当社の取締役会は、取締役7名により構成されており、毎月1回の定時取締役会に加え、必要に応じ臨時取締役会を開催し、法定事項の決議、経営に関する重要な事項の決定及び業務執行の監督等をおこなっております。また、取締役の職務執行の適正性を監査するため、監査役3名につきましても出席しております。

2. 監査役会

当社の監査役会は、監査役3名により構成されており、毎月1回の監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施結果の報告等をおこなっております。また、内部監査室及び会計監査人と定期的に会議を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

3. 経営会議

当社の経営会議は、代表取締役が特に指名した取締役、監査役、執行役員等で構成されており、毎週1回の経営会議に加え、必要に応じ開催し、取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営問題に関し審議または決定をおこなっております。

4. 執行役員制度

当社は、迅速かつ効率的な業務執行を行うため、平成26年7月1日より執行役員制度を導入しております。本書提出日現在、執行役員は11名おり、取締役会が、執行役員の業務執行権限について決議し、その決議に基づき、執行役員が業務を執行しています。

5. 内部監査室

当社は、代表取締役直轄の部署として内部監査室を設置し、内部監査担当2名（経営企画部、管理部各1名兼任）が、内部監査を実施しております。内部監査室は、各部門の業務遂行状況を監査し、結果については、代表取締役に報告するとともに、改善指示を各部門へ周知し、そのフォローアップに努めております。

6. コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンスに関する意識の向上を図り、コンプライアンスを円滑かつ効率的に実施するための施策・計画の策定等を協議・推進する機関として、コンプライアンス委員会を必要に応じ、開催しております。

7. 顧問弁護士

当社は、法律上の判断を必要とする事項につきましては、顧問弁護士に相談し、必要に応じてアドバイスを受け検討・判断しております。

八. 内部統制システムの整備の状況

当社は、以下の通り定める内部統制システムの基本方針に従って体制を構築しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定める。
- (2) グループ全体のコンプライアンス体制を統括する組織としてコンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する問題の調査・対応を検討するとともに、重要と判断した事例については代表取締役に報告し、再発防止策の周知徹底に努める。
- (3) 取締役及び従業員からのコンプライアンス違反行為等に関する相談・通報を適正に処理できる体制として、コンプライアンス相談窓口を設置する。
- (4) 監査役及び内部監査室は、コンプライアンス体制の有効性及び適切性等、コンプライアンスに関する監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役は、法令及び取締役会規程に基づき職務の執行の状況を取締役に報告する。報告された内容については取締役会議事録に記載又は記録し、法令に基づき保存するものとする。
- (2) 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する基本規程として、文書管理規程を定める。
- (3) 文書の取扱いに関しては、文書管理規程において保存期間に応じて区分を定める。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 損失の危険の管理について、情報セキュリティ管理規程において情報セキュリティ責任者を定め、先ず、当該リスクの発生情報については各部署からの定期的な業務報告のみならず、緊急時には迅速に報告がなされる体制を整備するものとする。
- (2) 当該損失危険の管理及び対応については、リスク管理規程に基づき、企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、リスクの発生の防止、発生したリスクへの対処を統括的に行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会規程に基づき定時取締役会を原則毎月1回開催し、必要ある場合には適宜臨時取締役会を開催することとする。又、各部署の活動状況の報告、取締役会での決定事項の報告等を行う会議体として経営会議を毎月1回以上開催することとし、経営情報の共有と業務運営の効率化を図る。
- (2) 取締役を含む会社の業務執行全般の効率的な運営を目的として組織規程・業務分掌規程・職務権限規程を定め、実態に応じて適宜改正を行う。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 関係会社の業務の円滑化と管理の適正化を目的として関係会社管理規程を定める。
 - (2) コンプライアンス規程は全グループ会社に適用し、全グループ会社の法令順守に関する体制はコンプライアンス委員会が統括する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「監査役補助者」という。）を置くことを求めた場合においては、適切な人員配置を速やかに行うものとする。
 - (2) 監査役補助者の選任及び異動については、あらかじめ監査役の承認を得なければならない。
 - (3) 監査役補助者の職務は監査役の補助専任とし、他の一切の職務の兼任を認めないものとする。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する事項
- 取締役は、以下の重要事項を定期的に常勤監査役に報告するものとし、監査役会において、常勤監査役から報告する。また、その他の監査役からの要請があれば、直接報告するものとする。
- (1) 重要な機関決定事項
 - (2) 経営状況のうち重要な事項
 - (3) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - (4) 内部監査状況及び損失の危険の管理に関する重要事項
 - (5) 重大な法令・定款違反
 - (6) その他、重要事項
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、監査役の職務分担、代表取締役との定期的な会合、内部監査室及び会計監査人との定期的な情報交換の機会を確保する。
9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- 反社会的勢力遮断に関する規程において、反社会的勢力との一切の関係の遮断、不当要求の排除、取引の全面的禁止、影響力の利用の禁止について定める。

内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査の組織は、代表取締役直属の独立した部署である内部監査室2名が内部監査担当部署として、年度監査計画書を策定し、内部監査規程に基づいて、毎期関係会社を含めた全部署を対象として内部監査を実施しております。

監査役（常勤監査役1名、非常勤監査役2名）は、取締役会への出席や重要書類の閲覧を通じて取締役の職務執行の適法性を監査しております。内部監査室と監査役は相互に計画書や監査書類の閲覧や聴取により緊密に連携をおこなっております。また、監査法人に対しても定期的に意見交換や会計監査の立会い等をおこなっております。合わせて、適宜、監査役、内部監査室は管理部と連携をおこなっております。

会計監査との関係については、有限責任 あずさ監査法人を選任しており、正確な経営情報を提供し、公正な監査ができる環境を整備しております。具体的には、監査役と独立監査人との間で、定期的な会合が開催されており、監査上の問題点や今後の経営課題に関して、意見交換がおこなわれております。また、期末及び四半期ごとに開催される監査報告会において、監査役及び内部監査担当が同席することで情報の共有を図っております。

会計監査の状況

イ. 業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、有限責任 あずさ監査法人に所属しております島義浩氏及び筆野力氏であり、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他6名であります。なお、継続監査年数が7年以内のため、年数の記載を省略しております。

ロ. 会計監査人と締結している責任限定契約の概要

当社と会計監査人との間には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

社外取締役及び社外監査役との関係

当社は、社外取締役1名、社外監査役3名を選任しております。

社外取締役につきましては、組織運営経験及び専門的な知見に基づき、社外の視点から監督することにより、経営監視機能の客観性及び中立性を確保しております。

取締役の業務執行については社外監査役3名中、3名の監査役が全員取締役会に出席し、必要に応じて意見、質疑を行うことにより経営監視をおこなっております。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観性・中立性のある経営監視機能が重要であると考えており、必要な場合は社外の有識者・専門家等から適切なアドバイスを受けることで機関決定が適切におこなわれるよう努めております。現状の体制において、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制であると考えておりますが、今後、「企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識、クラウドのみならず、IT業界における幅広い活動経験と豊富な専門知識」を有するような、適切な社外取締役候補者を引続き検討していきます。具体的な社外取締役選任に向けての動きとしては、当社役員の知合いや紹介等を通じて、候補者の検討を実施しております。

社外監査役につきましては、当社では、企業経営及び会計や法律分野における豊富な経験、知識と高い見識に基づき、監査の実効性を高める目的により、社外監査役を3名選任しております。

なお、当社の社外監査役宮武晴明氏は当社の株主及び製品事業における主要取引先であるNTTテクノクロス株式会社の契約社員であり、当社と同社との間に取引関係がありますが、人的、資本的關係及びその他の利害関係はありません。また、社外監査役本橋和行氏及び亀甲智彦氏と当社の間において、人的、資本的關係及び取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための会社からの独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、一般株主と利益相反の生じるおそれがないよう、東京証券取引所の独立役員に関する判断基準等を参考にしております。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理規程を制定し、重大事案発生未然防止を図るとともに、重大事案が発生した場合における当社の損害及び不利益を最小限にするための体制、対応を定めております。また、顧問弁護士等の専門家と適宜連携をおこなうことにより、リスクに対して迅速な対応ができる体制を整えております。

提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対し、重要事項の承認について必要な手続き及び報告事項について報告を求めこととしております。

役員の報酬等

イ．提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	117,871	117,871	-	-	-	6
社外役員	14,850	14,850	-	-	-	4

ロ．提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ．使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

ニ．役員等の報酬等の決定に関する方針

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役及び監査役の限度額を決定しております。各取締役及び各監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

株式の保有状況

イ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 3 銘柄

貸借対照表計上額 162,260千円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表上計上額及び保有目的

前事業年度

該当事項はありません。

当事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
エコモット(株)	23,000	78,200	取引関係の強化

取締役の定数

当社の取締役は、7名以内とする旨を定款で定めております。

取締役等の選任の決議要件

当社は、取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営をおこなうことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもっておこなう旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営をおこなうことを目的とするものであります。

中間配当

当社は、機動的な利益配分をおこなうため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年8月31日を基準日として剰余金の配当をおこなうことができる旨を定款で定めております。

自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策をおこなうため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己株式を取得することができる旨を定款で定めております。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。ただし、当該契約に基づく損害賠償契約の限度額は法令が定める額としております。当該責任限定契約が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

責任免除の内容の概要

当社は、定款において、取締役(取締役であった者を含む)が会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができることとしております。これは、取締役が、期待される役割を十分に発揮すること等を目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	20,500	800	21,500	-
連結子会社	-	-	-	400
計	20,500	800	21,500	400

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務である当社子会社財務調査業務についての対価を支払っております。

当連結会計年度

当社子会社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務である予備調査業務についての対価を支払っております。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、当社の事業規模、監査日数及び業務の特性等を勘案して決定しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成29年3月1日から平成30年2月28日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成29年3月1日から平成30年2月28日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	814,800	1,089,235
売掛金	707,304	972,246
仕掛品	55,885	64,327
前払費用	176,852	179,863
繰延税金資産	12,734	7,129
その他	5,168	8,164
流動資産合計	1,772,746	2,320,967
固定資産		
有形固定資産		
建物	32,884	93,149
減価償却累計額	11,329	26,691
建物(純額)	21,555	66,458
その他	35,339	58,453
減価償却累計額	18,486	29,194
その他(純額)	16,853	29,258
有形固定資産合計	38,409	95,716
無形固定資産		
ソフトウェア	274,478	406,336
のれん	73,546	51,666
その他	46,794	45,327
無形固定資産合計	394,819	503,331
投資その他の資産		
投資有価証券	1,154,023	1,346,158
繰延税金資産	885	-
敷金及び保証金	189,142	3,549,621
その他	324	198
投資その他の資産合計	344,375	895,978
固定資産合計	777,604	1,495,026
繰延資産	2,327	1,618
資産合計	2,552,677	3,817,611

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	143,969	226,295
1年内返済予定の長期借入金	177,672	337,872
未払法人税等	15,232	84,510
前受金	205,739	271,160
その他	221,243	253,710
流動負債合計	763,857	1,173,550
固定負債		
長期借入金	546,264	711,642
長期末払金	4,027	258,573
繰延税金負債	-	7,931
その他	-	4,063
固定負債合計	550,291	982,211
負債合計	1,314,148	2,155,761
純資産の部		
株主資本		
資本金	456,827	464,727
資本剰余金	373,342	467,776
利益剰余金	328,431	500,023
自己株式	24,424	20,351
株主資本合計	1,134,177	1,412,175
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	-	43,803
為替換算調整勘定	15,495	14,176
その他の包括利益累計額合計	15,495	57,979
新株予約権	2,694	2,604
非支配株主持分	86,162	189,090
純資産合計	1,238,529	1,661,849
負債純資産合計	2,552,677	3,817,611

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
売上高	3,534,515	4,864,889
売上原価	1 2,211,513	1 3,267,275
売上総利益	1,323,002	1,597,614
販売費及び一般管理費	2 1,120,580	2 1,328,744
営業利益	202,421	268,869
営業外収益		
受取利息	7	9
受取手数料	3,950	9,069
持分法による投資利益	9,535	3,500
助成金収入	1,500	26,286
工事負担金等受入額	3,000	-
その他	1,660	1,152
営業外収益合計	19,653	40,018
営業外費用		
支払利息	1,833	3,143
社債発行費等	1,743	-
株式交付費	502	-
開業費償却	431	431
その他	783	304
営業外費用合計	5,294	3,880
経常利益	216,780	305,007
特別利益		
投資有価証券売却益	-	31,155
その他	-	368
特別利益合計	-	31,523
特別損失		
減損損失	-	4 40,681
その他	3 0	3 2,204
特別損失合計	0	42,886
税金等調整前当期純利益	216,780	293,644
法人税、住民税及び事業税	69,897	110,521
法人税等調整額	13,678	4,909
法人税等合計	83,576	105,612
当期純利益	133,203	188,032
非支配株主に帰属する当期純利益	5,028	16,440
親会社株主に帰属する当期純利益	128,175	171,591

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
当期純利益	133,203	188,032
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	-	43,803
為替換算調整勘定	3,874	1,319
その他の包括利益合計	3,874	42,483
包括利益	137,077	230,516
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	132,049	214,075
非支配株主に係る包括利益	5,028	16,440

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	454,035	314,335	200,256	32,588	936,037
当期変動額					
新株の発行	2,792	2,792			5,584
親会社株主に帰属する当期純利益			128,175		128,175
自己株式の処分		56,215		8,164	64,380
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					
連結子会社株式の取得による持分の増減					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	2,792	59,007	128,175	8,164	198,139
当期末残高	456,827	373,342	328,431	24,424	1,134,177

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	-	11,621	11,621	-	14,460	962,119
当期変動額						
新株の発行						5,584
親会社株主に帰属する当期純利益						128,175
自己株式の処分						64,380
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						-
連結子会社株式の取得による持分の増減						-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	3,874	3,874	2,694	71,701	78,269
当期変動額合計	-	3,874	3,874	2,694	71,701	276,409
当期末残高	-	15,495	15,495	2,694	86,162	1,238,529

当連結会計年度（自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	456,827	373,342	328,431	24,424	1,134,177
当期変動額					
新株の発行	7,900	7,900			15,800
親会社株主に帰属する当期純利益			171,591		171,591
自己株式の処分		49,117		4,073	53,191
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		42,838			42,838
連結子会社株式の取得による持分の増減		5,422			5,422
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	7,900	94,433	171,591	4,073	277,998
当期末残高	464,727	467,776	500,023	20,351	1,412,175

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	-	15,495	15,495	2,694	86,162	1,238,529
当期変動額						
新株の発行						15,800
親会社株主に帰属する当期純利益						171,591
自己株式の処分						53,191
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						42,838
連結子会社株式の取得による持分の増減						5,422
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	43,803	1,319	42,483	90	102,928	145,322
当期変動額合計	43,803	1,319	42,483	90	102,928	423,320
当期末残高	43,803	14,176	57,979	2,604	189,090	1,661,849

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	216,780	293,644
減価償却費	95,089	198,919
減損損失	-	40,681
のれん償却額	4,531	11,198
受取利息	7	9
支払利息	1,833	3,143
株式交付費	502	-
社債発行費等	1,743	-
持分法による投資損益(は益)	9,535	3,500
投資有価証券売却損益(は益)	-	31,155
売上債権の増減額(は増加)	187,443	265,004
たな卸資産の増減額(は増加)	17,023	8,441
前払費用の増減額(は増加)	103,075	3,037
仕入債務の増減額(は減少)	13,626	82,326
未払消費税等の増減額(は減少)	36,812	12,265
前受金の増減額(は減少)	19,987	65,785
その他	24,965	14,435
小計	48,856	411,251
利息及び配当金の受取額	7	9
利息の支払額	1,778	3,194
法人税等の支払額	141,435	41,776
助成金収入	1,500	26,286
営業活動によるキャッシュ・フロー	92,849	392,576
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	14,708	83,188
投資有価証券の取得による支出	-	84,060
投資有価証券の売却による収入	-	44,910
無形固定資産の取得による支出	250,113	299,962
敷金及び保証金の差入による支出	41,957	387,707
敷金及び保証金の回収による収入	217	1,348
連結の範囲の変更を伴う 子会社株式の取得による収入	2 18,462	-
事業譲受による支出	30,000	30,000
繰延資産の取得による支出	2,117	-
その他	600	1,549
投資活動によるキャッシュ・フロー	320,817	837,111
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	200,000	-
長期借入れによる収入	800,000	600,000
長期借入金の返済による支出	90,489	274,422
長期未払金の増加による収入	-	258,573
株式の発行による収入	5,081	15,800
連結の範囲の変更を伴わない 子会社株式の売却による収入	-	14,999
新株予約権の発行による収入	950	-
非支配株主からの払込みによる収入	15,000	106,900
財務活動によるキャッシュ・フロー	530,543	721,851
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,741	1,631
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	120,617	275,685
現金及び現金同等物の期首残高	692,932	813,550
現金及び現金同等物の期末残高	1 813,550	1 1,089,235

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

TerraSky Inc.

株式会社スカイ365

株式会社BeeX

クラウドディアジャパン株式会社

株式会社キットアライブ

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 1社

持分法適用会社の名称

株式会社サーバーワークス

(2) 持分法を適用していない関連会社の名称等

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちクラウドディアジャパン株式会社及び株式会社キットアライブの決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成に当たっては、同日現在の決算書を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6～24年
その他	2～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

社債発行費等

支出時に全額費用処理しております。

開業費

5年間で均等償却しております。

創立費

5年間で均等償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

なお、当連結会計年度においては、貸倒実績、個別の回収不能見込額がないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る売上高及び売上原価の計上基準

当連結会計年度未までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準（工事の進捗率の見積は原価比例法）を、その他のプロジェクトについては工事完成基準を適用しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、投資効果の発現する期間にわたり定額法により償却を行っております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「固定負債」の「その他」に含めていた「長期未払金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「固定負債」の「その他」に記載していた4,027千円は、「長期未払金」4,027千円として組替えております。

(連結損益計算書)

1. 前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「開業費償却」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に記載していた1,215千円は、「開業費償却」431千円、「その他」783千円として組替えております。

2. 前連結会計年度において、「特別損失」の「固定資産除却損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別損失」の「固定資産除却損」に記載していた0千円は、「その他」として組替えております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
投資有価証券(株式)	125,203千円	183,898千円

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を契約しております。当連結会計年度末における当座貸越契約は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
当座貸越極度額	350,000千円	350,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	350,000	350,000

3 敷金及び保証金

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

一部の賃借物件の敷金及び保証金について、金融機関及び貸主と代預託契約を締結しております。当該契約に基づき金融機関は、貸主に対して敷金及び保証金相当額258,573千円を当社に代わって預託しております。

(連結損益計算書関係)

- 1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
	10,741千円	3,991千円

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
役員報酬	170,320千円	199,091千円
給料及び手当	409,469	466,867
業務委託費	87,044	117,599

- 3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
建物	- 千円	0千円
その他有形固定資産	0	0
ソフトウェア	-	86
その他無形固定資産	-	1,218
敷金及び保証金	-	900

- 4 減損損失

前連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。

- (1) 減損損失を認識した主な資産グループの概要

会 社 名	場 所	用 途	種 類
クラウドディアジャパン株式会社	福岡県福岡市	-	のれん

- (2) 資産のグルーピングの方法

資産グループは、原則として当社の本社及び各関係会社をグルーピング単位としております。

- (3) 減損損失の認識に至った経緯及び減損損失の金額

連結子会社であるクラウドディアジャパン株式会社に帰属するのれんについて、当初想定された収益が見込めなくなったことから、未償却残高40,681千円を全額減損損失として計上しております。

- (4) 回収可能価額の算定方法

上記ののれんの回収可能価額は使用価値を零として算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	- 千円	63,135千円
組替調整額	-	-
税効果調整前	-	63,135
税効果額	-	19,331
その他有価証券評価差額金	-	43,803
為替換算調整勘定：		
当期発生額	3,874	1,319
その他の包括利益合計	3,874	42,483

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,410,000	1,423,960	-	2,833,960

(変動事由の概要)

当社は、平成28年6月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

株式分割による増加 1,410,000株

新株予約権行使による増加 13,960株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	40,580	40,580	20,294	60,866

(変動事由の概要)

当社は、平成28年6月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っております。また、自己株式の減少は持分法適用会社である株式会社サーバーワークスにおける当社株式の売却によるものであります。

株式分割による増加 40,580株

売却による減少 20,294株

3. 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	2,694	
合計			-	-	-	2,694	

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,833,960	35,000	-	2,868,960

(変動事由の概要)

新株予約権行使による増加 35,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	60,866	-	10,147	50,719

(変動事由の概要)

自己株式の減少は持分法適用会社である株式会社サーバーワークスにおける当社株式の売却によるものであります。

売却による減少 10,147株

3. 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	2,604
合計			-	-	-	-	2,604

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
現金及び預金勘定	814,800千円	1,089,235千円
預け入れ期間が3ヶ月を超える定期預金	1,250	-
現金及び現金同等物	813,550	1,089,235

- 2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

当社は、平成28年4月27日付でクラウドピアジャパン株式会社の株式を取得し、連結子会社化いたしました。本企業結合により新たにクラウドピアジャパン株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得による収入(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	85,819千円
固定資産	4,182
のれん	48,077
流動負債	67,831
固定負債	15,575
非支配株主持分	2,173
株式の取得価額	52,500
現金及び現金同等物	70,962
差引：取得による収入	18,462

当連結会計年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にソリューション事業及び製品事業を行うための設備投資や運転資金について、必要な資金を銀行借入や新株発行により調達しております。また、一時的な余資につきましては短期的な預金に限定して保有しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、資本業務提携の関係有する企業の株式であり、投資先の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に本社事務所の賃貸借契約によるものであり、賃貸主の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、設備投資や運転資金を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後4年1ヶ月であります。このうち変動金利での借入金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、売掛金、投資有価証券、敷金及び保証金について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。なお、連結子会社についても、同様の管理を行っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。なお、連結子会社についても、同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち27.4%が特定の大口顧客（3社）に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前連結会計年度（平成29年2月28日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	814,800	814,800	-
(2) 売掛金	707,304	707,304	-
資産計	1,522,105	1,522,105	-
(1) 買掛金	143,969	143,969	-
(2) 未払法人税等	15,232	15,232	-
(3) 長期借入金	723,936	727,202	3,266
負債計	883,137	886,403	3,266

当連結会計年度（平成30年2月28日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,089,235	1,089,235	-
(2) 売掛金	972,246	972,246	-
(3) 投資有価証券	78,200	78,200	-
資産計	2,139,682	2,139,682	-
(1) 買掛金	226,295	226,295	-
(2) 未払法人税等	84,510	84,510	-
(3) 長期借入金	1,049,514	1,049,522	8
(4) 長期未払金	258,573	260,029	1,455
負債計	1,618,894	1,620,359	1,464

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらは株式であり取引所の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金、(4) 長期未払金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

なお、1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
非上場株式(1)	154,023	267,958
敷金及び保証金(2)	189,142	549,621

- (1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておらず、「(3) 投資有価証券」には含まれておりません。
- (2) 敷金及び保証金については、償還予定が合理的に見積もれず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成29年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	814,800	-	-	-
売掛金	707,304	-	-	-
合計	1,522,105	-	-	-

当連結会計年度(平成30年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,089,235	-	-	-
売掛金	972,246	-	-	-
合計	2,061,482	-	-	-

4. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成29年2月28日)

区分	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	177,672	177,672	168,207	140,382	60,003

当連結会計年度(平成30年2月28日)

区分	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	337,872	328,407	258,232	120,003	5,000
長期末払金	-	-	258,573	-	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成29年2月28日)

非上場株式(連結貸借対照表計上額 154,023千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当連結会計年度(平成30年2月28日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	78,200	15,065	63,135

(注)非上場株式(連結貸借対照表計上額 267,958千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(平成29年2月28日)

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	-	-	-
合計	-	-	-

当連結会計年度(平成30年2月28日)

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	44,910	31,155	-
合計	44,910	31,155	-

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、確定給付企業年金制度を設けており、確定給付企業年金制度については、平成28年7月1日に設立した「日本ITソフトウェア企業年金基金」へ加入しております。

2. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、確定給付企業年金制度に関する事項は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成29年3月31日現在)
年金資産の額	-	27,094,499
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	-	26,532,400
差引額	-	562,099

(2) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合

	前連結会計年度 (平成28年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成29年3月31日現在)
日本ITソフトウェア企業年金基金	-	0.85%

3. 退職給付費用の内訳

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成28年3月1日 至平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自平成29年3月1日 至平成30年2月28日)
年金基金への掛金拠出額	20,621	57,830

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションに係る当初の資産計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
現金及び預金	2,694	-

3. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
その他特別利益	-	90

4. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

a. 提出会社

	当社 第1回新株予約権	当社 第2回新株予約権
決議年月日	平成26年5月28日	平成27年2月16日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社従業員40名	当社従業員7名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 121,960株	普通株式 36,000株
付与日	平成26年7月1日	平成27年2月17日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。その他の権利行使の条件については、株主総会及び当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。その他の権利行使の条件については、株主総会及び当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。
対象勤務期間	平成26年7月1日から 平成28年7月1日まで	平成27年2月17日から 平成29年2月17日まで
権利行使期間	平成28年7月2日から 平成36年5月27日まで	平成29年2月18日から 平成37年2月16日まで

	当社 第3回新株予約権
決議年月日	平成28年11月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社従業員35名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 44,900株
付与日	平成28年12月7日
権利確定条件	<p>新株予約権者は、平成30年2月期から平成34年2月期のいずれかの期における有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）の経常利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費及びのれん償却費（持分法適用会社に対するものも含む）を加算した金額が次の各号に掲げる条件を充たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。</p> <p>(a) 650百万円を超過した場合 行使可能割合：50%</p> <p>(b) 700百万円を超過した場合 行使可能割合：100%</p> <p>なお、経常利益に連結キャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費及びのれん償却費を加算した金額の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。その他の権利行使の条件については、株主総会及び当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成30年6月1日から 平成34年12月6日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成27年2月26日付株式分割（1株につき20株の割合）による分割及び平成28年6月1日付株式分割（1株につき2株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

b. 連結子会社（株式会社 B e e X）

	連結子会社（株式会社 B e e X） 第1回新株予約権
決議年月日	平成29年6月27日
付与対象者の区分及び人数	同社取締役1名 同社従業員19名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 734株
付与日	平成29年7月20日
権利確定条件	<p>新株予約権者は、新株予約権の割当日から本行使期間の初日の前日までの間継続的に、同社又は同社親会社及び同子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。但し、新株予約権者が上記期間中に同社又は同社親会社及び同子会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、同社又は同子会社の従業員を定年退職した場合その他正当な理由がある場合で、取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知したときは、新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者は同社株式が上場された後、3年間経過した場合に限り、行使することができる。但し、行使する新株予約権の目的たる株式の総数が、割り当てられた新株予約権の目的たる株式数に次の割合を乗じた数（但し、かかる方法により計算された株式数は1株の整数倍でなければならない。）を上回らないことを条件とする。</p> <p>当社株式の上場日の後1年以降2年まで 3分の1</p> <p>当社株式の上場日の後2年以降3年まで 3分の2</p> <p>当社株式の上場日の後3年経過した日以降 3分の3</p>
対象勤務期間	平成29年7月20日から 平成31年6月27日まで
権利行使期間	平成31年6月28日から 平成39年6月27日まで

c. 連結子会社（株式会社キットアライブ）

	連結子会社（株式会社キットアライブ） 第1回新株予約権
決議年月日	平成29年4月13日
付与対象者の区分及び人数	同社取締役1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 300株
付与日	平成29年4月13日
権利確定条件	<p>新株予約権者は、新株予約権の割当日から本行使期間の初日の前日までの間継続的に、当社又は当社親会社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。但し、新株予約権者が上記期間中に当社又は当社親会社及び当社子会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、当社又は当社子会社の従業員を定年退職した場合その他正当な理由がある場合で、取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知したときは、新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者は当社株式が上場された後、3年間経過した場合に限り、行使することができる。但し、行使する新株予約権の目的たる株式の総数が、割り当てられた新株予約権の目的たる株式数に次の割合を乗じた数（但し、かかる方法により計算された株式数は1株の整数倍でなければならない。）を上回らないことを条件とする。</p> <p>当社株式の上場日の後1年以降2年まで 3分の1</p> <p>当社株式の上場日の後2年以降3年まで 3分の2</p> <p>当社株式の上場日の後3年経過した日以降 3分の3</p>
対象勤務期間	平成29年4月13日から 平成31年4月12日まで
権利行使期間	平成31年4月13日から 平成41年4月12日まで

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成30年2月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

a. 提出会社

	当社 第1回新株予約権	当社 第2回新株予約権
決議年月日	平成26年5月28日	平成27年2月16日
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	103,400	34,000
権利確定	-	-
権利行使	27,000	8,000
失効	1,520	-
未行使残	74,880	26,000

	当社 第3回新株予約権
決議年月日	平成28年11月21日
権利確定前（株）	
前連結会計年度末	44,900
付与	-
失効	1,500
権利確定	-
未確定残	43,400
権利確定後（株）	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、当社株式数については平成27年2月26日付株式分割（1株につき20株の割合）による分割及び平成28年6月1日付株式分割（1株につき2株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 当社は平成30年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。なお、上記は当該株式分割前の株式数を記載しております。

b. 連結子会社（株式会社B e e X）

	連結子会社（株式会社B e e X） 第1回新株予約権
決議年月日	平成29年6月27日
権利確定前（株）	
前連結会計年度末	-
付与	734
失効	-
権利確定	-
未確定残	734
権利確定後（株）	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

c. 連結子会社（株式会社キットアライブ）

	連結子会社（株式会社キットアライブ） 第1回新株予約権
決議年月日	平成29年4月13日
権利確定前（株）	
前連結会計年度末	-
付与	300
失効	-
権利確定	-
未確定残	300
権利確定後（株）	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報
a. 提出会社

	当社 第1回新株予約権	当社 第2回新株予約権
決議年月日	平成26年5月28日	平成27年2月16日
権利行使価格(円)	400	625
行使時平均株価(円)	8,302	7,956
付与日における公正な評価単価(円)	-	-

	当社 第3回新株予約権
決議年月日	平成28年11月21日
権利行使価格(円)	4,415
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	6,000

- (注) 1. 当社は平成27年2月26日付株式分割(1株につき20株の割合)による分割及び平成28年6月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。
2. 当社は平成30年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。なお、上記は当該株式分割前の価格を記載しております。

b. 連結子会社(株式会社B e e X)

	連結子会社(株式会社B e e X) 第1回新株予約権
決議年月日	平成29年6月27日
権利行使価格(円)	56,500
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	-

c. 連結子会社(株式会社キットアライブ)

	連結子会社(株式会社キットアライブ) 第1回新株予約権
決議年月日	平成29年4月13日
権利行使価格(円)	50,000
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	-

5. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

連結子会社(株式会社B e e X)及び連結子会社(株式会社キットアライブ)

ストック・オプション付与時において同社が未公開企業であるため、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社株式の評価額は、取引事例法及び純資産法に基づいて算出した結果を基礎として算定しております

6. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

7. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

a. 提出会社

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	780,988千円
(2) 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	272,052千円

b. 連結子会社（株式会社B e e X）

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	77,574千円
(2) 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	- 千円

c. 連結子会社（株式会社キットアライブ）

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	22,623千円
(2) 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	- 千円

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成29年 2月28日)

1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払家賃	9,774千円
未払事業税	2,833
未払事業所税	1,225
資産調整勘定	8,973
繰越欠損金	101,440
その他	4,399
繰延税金資産小計	128,647
評価性引当額	115,027
繰延税金資産合計	13,619
繰延税金負債	-
繰延税金資産純額	13,619

2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	33.1%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8%
住民税均等割等	0.9%
雇用促進減税による税額控除	2.2%
のれん償却額	0.6%
持分法投資利益	1.5%
評価性引当額	5.2%
その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.6%

3 . 法人税等の税率変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後開始する事業年度より法人税率等が変更されることとなりました。これに伴い、平成29年3月1日から開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が32.3%から30.9%に、また、平成31年3月1日から開始する事業年度以後において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が32.3%から30.6%に変更されます。

なお、この税率変更に伴う影響は軽微であります。

当連結会計年度（平成30年2月28日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払家賃	892千円
未払事業税	4,513
未払事業所税	1,426
資産調整勘定	15,929
繰越欠損金	84,761
その他	12,931
繰延税金資産小計	120,455
評価性引当額	101,925
繰延税金資産合計	18,529
繰延税金負債	
有価証券評価差額金	19,331
繰延税金負債合計	19,331
繰延税金資産純額	802

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.9%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%
住民税均等割等	1.1%
雇用促進減税による税額控除	2.8%
のれん償却額	0.4%
のれん減損損失	4.3%
未実現損益	1.8%
持分法投資利益	0.4%
評価性引当額	1.5%
その他	1.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.0%

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社グループは、建物賃貸借契約に伴う原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率については0.016%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
期首残高	- 千円	- 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	4,063
時の経過による調整額	-	0
期末残高	-	4,063

なお、敷金の額が賃借期間終了時の原状回復義務に係る債務の見込み額を上回る場合には、資産除去債務の負債計上に代えて、建物賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

当該方法を用いているものに関して、当連結会計年度末において敷金の回収が最終的に見込めないと算定した金額は27,585千円であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち、分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、社内にサービス・製品別の事業部門を置き、各事業部門及び連結子会社は、取り扱うサービス・製品について国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社グループは、事業部門及び連結子会社を基礎としたサービス・製品別のセグメントから構成されており、「ソリューション事業」、「製品事業」の2つを報告セグメントとしております。

また、その内容につきましては、次のとおりであります。

事業区分	区分に属する事業内容
ソリューション事業	クラウドシステムの構築、導入支援及び保守
製品事業	自社クラウドサービスの開発、販売及び保守

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

また、報告セグメントの利益は、営業損益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	ソリューション 事業	製品事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,819,751	714,764	3,534,515	-	3,534,515
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	2,819,751	714,764	3,534,515	-	3,534,515
セグメント利益	407,127	208,942	616,069	413,648	202,421
セグメント資産	2,083,175	340,947	2,424,122	128,555	2,552,677
その他の項目					
減価償却費	10,524	77,814	88,338	6,750	95,089
のれんの償却額	4,531	-	4,531	-	4,531
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	50,125	240,543	290,668	4,153	294,822

(注)1.(1)セグメント利益の調整額 413,648千円は、内部取引消去額16,850千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 430,498千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る一般管理費であります。

(2)セグメント資産の調整額128,555千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金及び管理部門に係る資産等であります。

(3)減価償却費の調整額6,750千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産の減価償却費であります。

(4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額4,153千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産の増加額であります。

2.セグメント利益の調整後の金額は、連結財務諸表の営業利益と一致しております。

当連結会計年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	ソリューション 事業	製品事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	3,989,622	875,267	4,864,889	-	4,864,889
セグメント間の 内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	3,989,622	875,267	4,864,889	-	4,864,889
セグメント利益	573,759	136,527	710,287	441,417	268,869
セグメント資産	3,065,477	526,740	3,592,218	225,393	3,817,611
その他の項目					
減価償却費	20,087	167,396	187,484	11,435	198,919
のれんの償却額	11,198	-	11,198	-	11,198
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	65,430	311,030	376,460	36,690	413,151

(注)1.(1)セグメント利益の調整額 441,417千円は、内部取引消去額20,709千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 462,126千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る一般管理費であります。

(2)セグメント資産の調整額225,393千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金及び管理部門に係る資産等であります。

(3)減価償却費の調整額11,435千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産の減価償却費であります。

(4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額36,690千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産の増加額であります。

2.セグメント利益の調整後の金額は、連結財務諸表の営業利益と一致しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

(単位:千円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	ソリューション事業	製品事業	計		
減損損失	40,681	-	40,681	-	40,681

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

(単位:千円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	ソリューション事業	製品事業	計		
当期末残高	73,546	-	73,546	-	73,546

(注) のれん償却額に関しては、セグメント情報に同様の記載をしているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

(単位:千円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	ソリューション事業	製品事業	計		
当期末残高	51,666	-	51,666	-	51,666

(注) のれん償却額に関しては、セグメント情報に同様の記載をしているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
法人 主要株主	NTTテクノ クロス株式会 社	東京都 港区	500,000	ソフトウエ アの設計、 開発、販売 等	(被所有) 直接 12.6	販売代理店 契約の締結 等	当社製品の 販売等 (注)2	89,517	売掛金	7,620
									前受金	9,135

(注) 1. 上記取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

「SkyOnDemand」の総販売代理店である同社への製品販売に係る取引であり、販売条件については、当社が条件を提示し、条件交渉の上で決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当連結会計年度において、重要な関連会社は株式会社サーバーワークスであり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	株式会社サーバーワークス
流動資産合計	763,351
固定資産合計	1,074,044
繰延資産	846
流動負債合計	606,281
固定負債合計	348,892
純資産合計	883,069
売上高	2,294,970
税引前当期純利益金額	311,813
当期純利益金額	208,274

当連結会計年度（自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日）

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
法人 主要株主	NTTテクノ クロス株式会 社	東京都 港区	500,000	ソフトウエ アの設計、 開発、販売 等	(被所有) 直接 12.35	販売代理店 契約の締結 等	当社製品の 販売等 (注)2	112,062	売掛金	5,568
									前受金	10,642

(注) 1. 上記取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

「SkyOnDemand」の総販売代理店である同社への製品販売に係る取引であり、販売条件については、当社が条件を提示し、条件交渉の上で決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当連結会計年度において、重要な関連会社は株式会社サーバーワークスであり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	株式会社サーバーワークス
流動資産合計	937,909
固定資産合計	1,488,000
繰延資産	249
流動負債合計	698,643
固定負債合計	416,059
純資産合計	1,311,456
売上高	3,066,175
税引前当期純利益金額	261,501
当期純利益金額	172,498

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
1株当たり純資産額	207.29円	260.83円
1株当たり当期純利益金額	23.33円	30.64円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	22.22円	29.31円

- (注) 1. 当社は平成28年6月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の株式分割を行っておりますが、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
2. 当社は平成30年3月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の株式分割を行っておりますが、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (千円)	128,175	171,591
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	128,175	171,591
普通株式の期中平均株式数(株)	5,494,796	5,600,274
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数(株)	273,516	254,704
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

(株式分割)

当社は、平成30年1月22日開催の取締役会決議に基づき、平成30年3月1日付けをもって、株式の分割を実施いたしました。

1. 株式の分割の目的

株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大と当社株式の流動性の向上を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成30年2月28日(水)最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 : 2,868,960 株
 今回の分割により増加する株式数 : 2,868,960 株
 株式分割後の発行済株式総数 : 5,737,920 株
 株式分割後の発行可能株式総数 : 10,000,000 株

(3) 分割の日程

基準日公告日 : 平成30年2月13日(火)
 基準日 : 平成30年2月28日(水)
 効力発生日 : 平成30年3月1日(木)

3. 新株予約権行使価額の調整

本件株式分割に伴い、当社発行の新株予約権1株あたりの行使価額を、平成30年3月1日以降、以下の通り調整いたします。

新株予約権の名称 (取締役会の決議日)	調整後行使価額	調整前行使価額
株式会社テラスカイ第1回新株予約権 (平成26年5月28日)	200円	400円
株式会社テラスカイ第2回新株予約権 (平成27年2月16日)	313円	625円
株式会社テラスカイ第3回新株予約権 (平成28年11月21日)	2,208円	4,415円

4. その他

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(行使価額修正条項付新株予約権の発行)

平成30年4月13日開催の当社取締役会において、第三者割当による行使価額修正条項付第4回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を発行することを決議し、平成30年5月9日に当該新株予約権の払込金額の総額の払込が完了いたしました。

1. 新株予約権の名称 株式会社テラスカイ第4回新株予約権
(以下「本新株予約権」という。)
2. 新株予約権の総数 6,000個
3. 新株予約権の本新株予約権1個当たり1,914円
払込金額 (本新株予約権の払込金額の総額: 上記1,914円に6,000を乗じた額)
4. 申込期間 平成30年5月9日
5. 新株予約権の割当日 平成30年5月9日
6. 新株予約権の払込期日 平成30年5月9日
7. 募集の方法 第三者割当の方法により、大和証券株式会社に全ての本新株予約権を割り当てる。

8. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式600,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は、100株とする。)

ただし、第9項によって割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

9. 本新株予約権の目的である株式の数の調整

- (1) 当社が第13項の規定に従って行使価額（第10項第（2）号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第13項記載の調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- (2) 前号の調整は調整後割当株式数を適用する日において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- (3) 調整後割当株式数を適用する日は、当該調整事由に係る第13項第（2）号及び第（4）号記載の調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、第13項第（2）号に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

- (1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第（2）号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初、平成30年4月12日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）、又は条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）のいずれか高い額（以下「条件決定基準株価」という。）に相当する金額とする。ただし、行使価額は第12項又は第13項に従い修正又は調整される。

11. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

12. 行使価額の修正

- (1) 行使価額は、修正日（第18項に定義する。）に、修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。）に修正される。
- (2) 修正後行使価額の算出において、算定基準日に第13項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。
- (3) 本項第（1）号及び第（2）号による算出の結果得られた金額が下限行使価額（以下に定義する。以下同じ。）を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は、条件決定基準株価の60%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とし、第13項の規定を準用して調整される。

13. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式の発行済株式総数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \times \text{時価}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の保有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額を適用する日については、次に定めるところによる。

行使価額調整式で使用する時価(本項第(3)号に定義する。本項第(4)号の場合を除き、以下「時価」という。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。ただし、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。))の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。))の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))に関して当該調整前に本号又はによる行使価額の調整が行われている場合には、()上

記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第（3）号に定義する。）が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の交付普通株式数とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、（ ）上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 に定める調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（本 において「取得価額等」という。）の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更（本項第（2）号乃至第（4）号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。）が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が当該下方修正等が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合

（ ）当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

（ ）当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記（ ）による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 における対価とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本号 における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

（3） 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。時価は、調整後行使価額を適用する日（ただし、本項第（2）号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

完全希薄化後普通株式数は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第（2）号乃至第（4）号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする（当該行使価額の調整において本項第（2）号乃至第（4）号に基づき交付普通株式数とみなされることとなる当社普通株式数を含む。）。

本項第（2）号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本項第（2）号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

（4）本項第（2）号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (5) 本項第(2)号及び第(4)号にかかわらず、本項第(2)号及び第(4)号に基づく調整後行使価額を適用する日が、第12項に基づく行使価額を修正する日と一致する場合には、本項第(2)号及び第(4)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合においても、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
- (6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(5)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

14. 本新株予約権の行使期間

平成30年5月10日から平成33年5月10日(ただし、第16項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)まで。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

15. その他の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

16. 本新株予約権の取得条項

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額にて、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画(以下「組織再編行為」という。)が当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認された場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(銀行休業日である場合には、その翌銀行営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額にて、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

17. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合には、機構(第25項に定義する。)又は社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第2条第4項に定める口座管理機関(以下「口座管理機関」という。)に対し行使請求に要する手続きを行い、第14項記載の本新株予約権の行使期間中に機構により第21項に定める本新株予約権の行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)に行行使請求の通知が行われることにより行われる。
- (2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第22項に定める本新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。

18. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が第17項第(2)号記載の口座に入金された日(「修正日」という。)に発生する。

19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定の理由

一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社の株価、当社株式のボラティリティ、配当利回り、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提を仮定して評価した結果を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を第3項に記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第10項記載のとおりとし、行使価額は当初、条件決定基準株価に相当する金額とした。

20. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

21. 本新株予約権の行使請求受付場所

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

22. 本新株予約権の払込金額の払込及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 虎ノ門支店

23. 読み替えその他の措置

当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

24. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等

本新株予約権は、その全部について社債等振替法第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

25. 振替機関

株式会社証券保管振替機構（「機構」という。）

26. 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。

27. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	177,672	337,872	0.3	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	546,264	711,642	0.3	平成31年～平成34年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債 長期未払金	-	258,573	0.4	平成32年
合計	723,936	1,308,087	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及び長期未払金の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	337,872	328,407	258,232	120,003	5,000
長期未払金	-	-	258,573	-	-

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	1,082,396	2,284,446	3,550,580	4,864,889
税金等調整前四半期(当期)純利益金額 (千円)	55,445	139,144	241,865	293,644
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額 (千円)	32,116	78,956	132,370	171,591
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	5.79	14.17	23.68	30.64

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	5.79	8.37	9.49	6.96

(注) 平成30年3月1日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年2月28日)	当事業年度 (平成30年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	530,001	622,251
売掛金	1,606,676	1,827,165
仕掛品	30,762	41,199
前払費用	169,540	169,812
繰延税金資産	12,112	7,147
その他	1,418,185	1,389,986
貸倒引当金	-	19,786
流動資産合計	1,353,278	1,686,775
固定資産		
有形固定資産		
建物	20,809	59,159
工具、器具及び備品	12,013	21,650
その他	1,890	-
有形固定資産合計	34,712	80,810
無形固定資産		
ソフトウェア	276,608	411,464
その他	46,796	49,697
無形固定資産合計	323,404	461,161
投資その他の資産		
関係会社株式	418,689	379,818
投資有価証券	28,820	162,260
長期前払費用	324	108
繰延税金資産	885	-
敷金及び保証金	182,378	3,546,494
その他	-	1
投資その他の資産合計	631,097	1,088,682
固定資産合計	989,215	1,630,654
資産合計	2,342,493	3,317,430

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年2月28日)	当事業年度 (平成30年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1 140,550	1 187,622
1年内返済予定の長期借入金	173,352	333,552
未払金	1 82,501	1 78,594
未払費用	162	163
未払法人税等	4,846	71,934
前受金	165,947	231,274
預り金	33,653	37,335
その他	39,152	47,486
流動負債合計	640,166	987,963
固定負債		
長期借入金	538,319	708,017
長期末払金	3,124	258,573
繰延税金負債	-	7,931
固定負債合計	541,443	974,522
負債合計	1,181,610	1,962,485
純資産の部		
株主資本		
資本金	456,827	464,727
資本剰余金		
資本準備金	317,127	325,027
資本剰余金合計	317,127	325,027
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	384,235	518,783
利益剰余金合計	384,235	518,783
株主資本合計	1,158,189	1,308,537
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	43,803
評価・換算差額等合計	-	43,803
新株予約権	2,694	2,604
純資産合計	1,160,883	1,354,944
負債純資産合計	2,342,493	3,317,430

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当事業年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
売上高	1 3,020,409	1 3,997,575
売上原価	1 1,900,678	1 2,771,442
売上総利益	1,119,731	1,226,133
販売費及び一般管理費	2 930,956	2 1,012,141
営業利益	188,775	213,991
営業外収益		
受取利息	5	1 12
受取手数料	1 20,900	1 26,389
助成金収入	-	24,216
工事負担金等受入額	3,000	-
その他	586	2,128
営業外収益合計	24,491	52,746
営業外費用		
支払利息	1,713	2,963
社債発行費等	1,743	-
株式交付費	502	-
その他	788	-
営業外費用合計	4,748	2,963
経常利益	208,518	263,773
特別利益		
投資有価証券売却益	-	31,155
その他	-	90
特別利益合計	-	31,245
特別損失		
固定資産除却損	0	0
関係会社貸倒引当金繰入額	-	19,786
関係会社株式評価損	3 15,493	3 53,870
特別損失合計	15,493	73,657
税引前当期純利益	193,024	221,361
法人税、住民税及び事業税	59,511	92,362
法人税等調整額	14,300	5,549
法人税等合計	73,812	86,813
当期純利益	119,211	134,548

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)		当事業年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	923,345	43.0	1,246,943	40.4
外注費		697,734	32.5	961,228	31.1
経費	2	527,330	24.5	880,641	28.5
当期総費用		2,148,411	100.0	3,088,813	100.0
仕掛品期首たな卸高		35,301		30,762	
合計		2,183,713		3,119,575	
仕掛品期末たな卸高		30,762		41,199	
他勘定振替高	3	252,272		306,934	
当期売上原価		1,900,678		2,771,442	

1 労務費の主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
給料及び手当	796,818	1,048,395
法定福利費	124,728	152,041

2 経費の主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
減価償却費	82,646	173,175
支払手数料	276,201	504,757
地代家賃	116,068	134,647

3 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
ソフトウェア仮勘定	252,272	306,934
計	252,272	306,934

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	454,035	314,335	314,335	265,023	265,023	1,033,393
当期変動額						
新株の発行	2,792	2,792	2,792			5,584
新株予約権の失効						-
当期純利益				119,211	119,211	119,211
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	2,792	2,792	2,792	119,211	119,211	124,795
当期末残高	456,827	317,127	317,127	384,235	384,235	1,158,189

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	-	-	-	1,033,393
当期変動額				
新株の発行				5,584
新株予約権の失効				-
当期純利益				119,211
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	2,694	2,694
当期変動額合計	-	-	2,694	127,489
当期末残高	-	-	2,694	1,160,883

当事業年度（自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	456,827	317,127	317,127	384,235	384,235	1,158,189
当期変動額						
新株の発行	7,900	7,900	7,900			15,800
新株予約権の失効						-
当期純利益				134,548	134,548	134,548
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	7,900	7,900	7,900	134,548	134,548	150,348
当期末残高	464,727	325,027	325,027	518,783	518,783	1,308,537

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	-	-	2,694	1,160,883
当期変動額				
新株の発行				15,800
新株予約権の失効			90	90
当期純利益				134,548
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	43,803	43,803		43,803
当期変動額合計	43,803	43,803	90	194,061
当期末残高	43,803	43,803	2,604	1,354,944

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式・・・移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のあるもの・・・事業年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のないもの・・・移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3~5年)に基づいております。

4. 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(2) 社債発行費等

支出時に全額費用処理しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

6. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る売上高及び売上原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準(工事の進捗率の見積は原価比例法)を、その他のプロジェクトについては工事完成基準を適用しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、「固定負債」の「その他」に含めていた「長期未払金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「固定負債」の「その他」に記載していた3,124千円は、「長期未払金」3,124千円として組替えております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年2月28日)	当事業年度 (平成30年2月28日)
短期金銭債権	8,028千円	42,196千円
短期金銭債務	16,951	17,211

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を契約しております。当事業年度末における当座貸越契約は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年2月28日)	当事業年度 (平成30年2月28日)
当座貸越極度額	350,000千円	350,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	350,000	350,000

3 敷金及び保証金

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

一部の賃借物件の敷金及び保証金について、金融機関及び貸主と代預託契約を締結しております。当該契約に基づき金融機関は、貸主に対して敷金及び保証金相当額258,573千円を当社に代わって預託しております。

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自平成28年3月1日 至平成29年2月28日)	当事業年度 (自平成29年3月1日 至平成30年2月28日)
売上高	51,138千円	88,930千円
売上原価	95,632	279,364
営業取引以外の取引による取引高	17,999	19,786

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成28年3月1日 至平成29年2月28日)	当事業年度 (自平成29年3月1日 至平成30年2月28日)
役員報酬	123,150千円	132,721千円
給料及び手当	353,251	361,162
おおよその割合		
販売費	64.8%	65.2%
一般管理費	35.2%	34.8%

3 関係会社株式評価損

前事業年度(自平成28年3月1日 至平成29年2月28日)

当社の連結子会社であるTerraSky Inc.に対する評価損15,493千円であります。

当事業年度(自平成29年3月1日 至平成30年2月28日)

当社の連結子会社であるクラウドディアジャパン株式会社に対する評価損53,870千円であります。

(有価証券関係)

前事業年度(平成29年2月28日)

子会社株式(貸借対照表計上額 317,489千円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 101,200千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

なお、子会社株式について15,493千円の評価損をおこなっております。

当事業年度(平成30年2月28日)

子会社株式(貸借対照表計上額 278,618千円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 101,200千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

なお、子会社株式について53,870千円の評価損をおこなっております。

(税効果会計関係)

前事業年度(平成29年2月28日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払家賃	9,774千円
未払事業税	1,997
未払事業所税	1,225
関係会社株式評価損	41,595
その他	1,232
繰延税金資産小計	55,825
評価性引当額	42,827
繰延税金資産合計	12,997
繰延税金負債	-
繰延税金資産純額	12,997

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	33.1%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.2
住民税均等割等	0.6
雇用促進減税による税額控除	2.2
評価性引当額	3.1
その他	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.1

3. 法人税等の税率変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後開始する事業年度より法人税率等が変更されることとなりました。これに伴い、平成29年3月1日から開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が32.3%から30.9%に、また、平成31年3月1日から開始する事業年度以後において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が32.3%から30.6%に変更されます。

なお、この税率変更に伴う影響は軽微であります。

当事業年度（平成30年2月28日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払家賃	892千円
未払事業税	4,525
未払事業所税	1,426
関係会社株式評価損	58,090
減価償却超過額	3,221
貸倒引当金	6,058
その他	8,812
繰延税金資産小計	83,028
評価性引当額	64,480
繰延税金資産合計	18,547
繰延税金負債	
有価証券評価差額金	19,331
繰延税金負債合計	19,331
繰延税金資産純額	784

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.9%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0
住民税均等割等	0.8
雇用促進減税による税額控除	3.2
評価性引当額	9.9
その他	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.2

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（重要な後発事象）

（株式分割）

当社は、平成30年1月22日開催の取締役会決議に基づき、平成30年3月1日付けをもって、株式の分割を実施いたしました。

1. 株式の分割の目的

株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大と当社株式の流動性の向上を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

（1）分割の方法

平成30年2月28日（水）最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたします。

（2）分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	： 2,868,960 株
今回の分割により増加する株式数	： 2,868,960 株
株式分割後の発行済株式総数	： 5,737,920 株
株式分割後の発行可能株式総数	： 10,000,000 株

（3）分割の日程

基準日公告日	： 平成30年2月13日（火）
基準日	： 平成30年2月28日（水）

効力発生日 : 平成30年3月1日(木)

3. 新株予約権行使価額の調整

本件株式分割に伴い、当社発行の新株予約権1株あたりの行使価額を、平成30年3月1日以降、以下の通り調整いたします。

新株予約権の名称 (取締役会の決議日)	調整後行使価額	調整前行使価額
株式会社テラスカイ第1回新株予約権 (平成26年5月28日)	200円	400円
株式会社テラスカイ第2回新株予約権 (平成27年2月16日)	313円	625円
株式会社テラスカイ第3回新株予約権 (平成28年11月21日)	2,208円	4,415円

4. その他

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(行使価額修正条項付新株予約権の発行)

平成30年4月13日開催の当社取締役会において、第三者割当による行使価額修正条項付第4回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を発行することを決議し、平成30年5月9日に当該新株予約権の払込金額の総額の払込が完了いたしました。

1. 新株予約権の名称 株式会社テラスカイ第4回新株予約権
(以下「本新株予約権」という。)
2. 新株予約権の総数 6,000個
3. 新株予約権の本新株予約権1個当たり1,914円
払込金額 (本新株予約権の払込金額の総額: 上記1,914円に6,000を乗じた額)
4. 申込期間 平成30年5月9日
5. 新株予約権の割当日 平成30年5月9日
6. 新株予約権の払込期日 平成30年5月9日
7. 募集の方法 第三者割当の方法により、大和証券株式会社に全ての本新株予約権を割り当てる。

8. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式600,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は、100株とする。)

ただし、第9項によって割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

9. 本新株予約権の目的である株式の数の調整

- (1) 当社が第13項の規定に従って行使価額(第10項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額} \\ \text{調整後割当株式数} = \frac{\quad}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第13項記載の調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- (2) 前号の調整は調整後割当株式数を適用する日において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- (3) 調整後割当株式数を適用する日は、当該調整事由に係る第13項第(2)号及び第(4)号記載の調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、第13項第(2)号に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

- (1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初、平成30年4月12日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)、又は条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)のいずれか高い額(以下「条件決定基準株価」という。)に相当する金額とする。ただし、行使価額は第12項又は第13項に従い修正又は調整される。

11. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

12. 行使価額の修正

- (1) 行使価額は、修正日(第18項に定義する。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。
- (2) 修正後行使価額の算出において、算定基準日に第13項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。
- (3) 本項第(1)号及び第(2)号による算出の結果得られた金額が下限行使価額(以下に定義する。以下同じ。)を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は、条件決定基準株価の60%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とし、第13項の規定を準用して調整される。

13. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式の発行済株式総数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \times \text{時価}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の保有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額を適用する日については、次に定めるところによる。

行使価額調整式で使用する時価(本項第(3)号に定義する。本項第(4)号の場合を除き、以下「時価」という。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。ただし、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。))の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))に関して当該調整前に本号又はによる行使価額の調整が行われている場合には、()上

記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第（3）号に定義する。）が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の交付普通株式数とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、（ ）上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 に定める調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（本 において「取得価額等」という。）の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更（本項第（2）号乃至第（4）号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。）が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が当該下方修正等が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合

（ ）当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

（ ）当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記（ ）による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 における対価とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本号 における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

（3） 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。時価は、調整後行使価額を適用する日（ただし、本項第（2）号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

完全希薄化後普通株式数は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第（2）号乃至第（4）号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする（当該行使価額の調整において本項第（2）号乃至第（4）号に基づき交付普通株式数とみなされることとなる当社普通株式数を含む。）。

本項第（2）号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本項第（2）号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

（4）本項第（2）号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (5) 本項第(2)号及び第(4)号にかかわらず、本項第(2)号及び第(4)号に基づく調整後行使価額を適用する日が、第12項に基づく行使価額を修正する日と一致する場合には、本項第(2)号及び第(4)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合においても、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
- (6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(5)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

14. 本新株予約権の行使期間

平成30年5月10日から平成33年5月10日(ただし、第16項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)まで。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

15. その他の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

16. 本新株予約権の取得条項

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額にて、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画(以下「組織再編行為」という。)が当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認された場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(銀行休業日である場合には、その翌銀行営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額にて、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

17. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合には、機構(第25項に定義する。)又は社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第2条第4項に定める口座管理機関(以下「口座管理機関」という。)に対し行使請求に要する手続きを行い、第14項記載の本新株予約権の行使期間中に機構により第21項に定める本新株予約権の行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)に行行使請求の通知が行われることにより行われる。
- (2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第22項に定める本新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。

18. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が第17項第(2)号記載の口座に入金された日(「修正日」という。)に発生する。

19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定の理由

一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社の株価、当社株式のボラティリティ、配当利回り、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提を仮定して評価した結果を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を第3項に記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第10項記載のとおりとし、行使価額は当初、条件決定基準株価に相当する金額とした。

20. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

21. 本新株予約権の行使請求受付場所

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

22. 本新株予約権の払込金額の払込及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 虎ノ門支店

23. 読み替えその他の措置

当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

24. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等

本新株予約権は、その全部について社債等振替法第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

25. 振替機関

株式会社証券保管振替機構（「機構」という。）

26. 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。

27. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)
有形固定資産						
建物	29,367	55,900	-	17,550	85,268	26,108
工具、器具及び備品	27,230	18,248	236	8,611	45,243	23,592
その他	1,890	-	1,890	-	-	-
有形固定資産計	58,488	74,149	2,126	26,161	130,511	49,701
無形固定資産						
ソフトウェア	545,861	304,178	-	169,323	850,040	438,576
その他	46,833	306,934	303,982	50	49,785	87
無形固定資産計	592,695	611,113	303,982	169,373	899,825	438,663

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	上越サテライトオフィス建設工事	30,656千円
	札幌子会社オフィス内装工事	24,951千円
ソフトウェア	自社利用ソフトウェア(14件)の完成	304,178千円
ソフトウェア仮勘定	自社利用ソフトウェア制作費用	306,934千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定	自社利用ソフトウェア(13件)の振替	303,982千円
-----------	--------------------	-----------

3. 「当期首残高」及び「当期末残高」は取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	-	19,786	-	-	19,786

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	3月1日から2月末日まで
定時株主総会	5月中
基準日	2月末日
剰余金の配当の基準日	2月末日、8月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・売渡手数料	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 - 無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL http://www.terrasky.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の売渡を請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第11期（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月29日）平成29年5月29日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成29年5月29日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第12期第1四半期（自 平成29年3月1日 至 平成29年5月31日）平成29年7月14日関東財務局長に提出

事業年度 第12期第2四半期（自 平成29年6月1日 至 平成29年8月31日）平成29年10月13日関東財務局長に提出

事業年度 第12期第3四半期（自 平成29年9月1日 至 平成29年11月30日）平成30年1月15日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書 平成29年5月29日関東財務局長に提出

(5) 有価証券届出書（第4回新株予約証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）に係る届出書）

平成30年4月13日関東財務局長に提出

(5) 有価証券届出書の訂正届出書

平成30年4月18日関東財務局長に提出

平成30年4月13日提出の第4回新株予約証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）に係る届出書に係る訂正届出書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月25日

株式会社テラスカイ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 島 義浩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 筆野 力

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テラスカイの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テラスカイ及び連結子会社の平成30年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成30年4月13日開催の取締役会において、第三者割当による行使価額修正条項付第4回新株予約権の発行を決議し、平成30年5月9日に当該新株予約権の払込金額の総額の払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年 5月25日

株式会社テラスカイ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 島 義浩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 筆野 力

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テラスカイの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テラスカイの平成30年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成30年4月13日開催の取締役会において、第三者割当による行使価額修正条項付第4回新株予約権の発行を決議し、平成30年5月9日に当該新株予約権の払込金額の総額の払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。